

平成30年度
東京福祉大学短期大学部
自己点検・評価報告書

平成30(2018)年6月
東京福祉大学短期大学部

目 次

評価基準に基づく自己点検・評価

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

・基準Ⅰ-A 建学の精神	2
・基準Ⅰ-B 教育の効果	7
・基準Ⅰ-C 内部質保証	13

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

・基準Ⅱ-A 教育課程	17
・基準Ⅱ-B 学生支援	46

【基準Ⅲ 教育資源と財的支援】

・基準Ⅲ-A 人的資源	64
・基準Ⅲ-B 物的資源	77
・基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	83
・基準Ⅲ-D 財的資源	86

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

・基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	91
・基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	94
・基準Ⅳ-C ガバナンス	97

1. 評価基準に基づく自己点検・評価

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ]

基準Ⅰ-A 建学の精神

[区分]

基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

東京福祉大学短期大学部(以下、「本学」という。)の「建学の精神」は、「理論的・科学的な能力と実践的能力を統合した社会貢献」であり、21世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考力と実践力を備え、未知の問題を切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成するというものである。これは本学の教育理念・理想を明確に示したものであり、この建学の精神に基づき「教育の目的」や「三つの方針(ポリシー)」を定めている。

建学の精神

「理論的・科学的な能力と実践的能力を統合した社会貢献」

21世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考力と実践力を備え、未知の問題を切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成する。

短期大学部の教育の目的

教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成する。

こども学科の教育の目的

増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。

人材養成の目標

1. 現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家の養成
2. 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としてのこどもの専門家の養成
3. 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家の養成

(2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

教育基本法第7条（大学）「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」とある。本学の建学の精神である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」は、正にこの条文の理念と合致するものであり、高い公共性を有している。

私立学校法は、その第1条において私学の公共性の理念が謳われ、これにより私学教育は社会公共の利益のために行われることを明確にしている。本学設置の趣旨である建学の精神は、社会に貢献できる人材養成を目標に掲げており、同法が求める公共性の理念と合致している。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

本学の「建学の精神」は、「短大ホームページ」及び「短期大学部案内」等において公表し、学内外へ表明している。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

本学の「建学の精神」は、新入生には、オリエンテーションにおいて、こども学科長から「教育の目的」とともに説明を行っている。このオリエンテーションで、こども学科長からは、「本学において何を学ぶのか」「将来どのような保育者になって欲しいか」について、その心構えと目標に対する意識付けを行っている。

在学生には、各 Semester（学期）の始めのオリエンテーションのほか、ホームルーム、授業等においても、「建学の精神」と「教育の目的」を説明し、共有できるよう努めている。また、教職員に対しては、新任教職員及び新任非常勤講師を対象とした研修会をはじめとして、新年仕事初めの会等の式典や毎週木曜日開催の全体ミーティング、教授会等における理事長、学科長等の訓話、その他学内配付物等を通して、「建学の精神」と「教育の目的」を学内に周知している。

また、本学に入学を希望する者やその保護者・保証人、高等学校の教員等を中心とする一般の方々には、「短大ホームページ」、「短期大学部案内」等において「建学の精神」と「教育の目的」を掲載している。さらに、オープンキャンパス及び大学紹介等の高校訪問において、進学を考えている学生やその保護者・保証人、高等学校の教員等にパンフレットを配付し、直接的に「建学の精神」と「教育の目的」を説明している。

(5) 建学の精神を定期的に確認している。

(4)で明記したように、本学では、新任教職員研修会、創立記念日、新年仕事初めの会、また、学内広報誌や大学パンフレットへの記載等を通して、常に「建学の精神」を確認する環

境を整えている。また、自己点検・評価報告書の作成に毎年本学教員全員が携わっており、本学教員全員が、この基準 I の報告内容とともに「建学の精神」を定期的に確認している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成18(2006)年の開学から現在に至るまで、「建学の精神」について課題は生じていない。また、学内での共有及び定期的な確認、学外への表明も適切に行っており、現状における課題は生じていない。

基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。

併設する東京福祉大学では、平成 20(2008)年 12 月 10 日に伊勢崎市と「伊勢崎市と東京福祉大学との連携に関する協定書」を締結し、健康、福祉、教育、文化、まちづくり等の分野において連携協力している。本学開設後は併設する東京福祉大学との協働により、地域・社会に向けた公開講座を毎年 12 講座程度開催し、地域・社会に貢献している。特に、その中には伊勢崎市教育委員会や伊勢崎市高齢政策課との共催による講座があり、伊勢崎市とのつながりは密接となっている。

本学の公開講座は、地域住民に加えて、子育て中の保護者や祖父母、さらに幼稚園の教員、保育所の保育士から、こども学科の公開講座を楽しみにしているという多くの声がある。そのため、講義の内容としては、「子育てに関わること」、「育児支援に関わること」、「実際の保育指導に役立つこと」、「工作や音楽、運動、遊びなど実技に関わること」などを特色として進めている。これまでの講座内容は次の通りで、どの講座も多くの受講者が来校し、好評を博した。

- ・平成 24 年度 鈴木 美子 「フレーベルの恩物で遊びを作ってみよう」
小林 保子 「困っていませんか？気になる子と保護者への対応」
- ・平成 25 年度 松本 岳志 「手作り楽器で遊ぼう！」
松木 洋人 「子育てひろばの親子支援のポイント」
- ・平成 26 年度 駒井 美智子 「身近にある教材で保育教材を作ってみよう」
高附 恵子 「ふれあい遊びで楽しくあそぼ！」(※外部講師)
- ・平成 27 年度 栗原 久 「こどもの脳の発達に必要なこと」
- ・平成 28 年度 岡野 雅子 「親性をはぐくむ ―子育て支援の今日的課題―」
田口 雅夫 「懐かしい唱歌の素晴らしさを再確認してみましよう
―旋律に託された・美しい日本語を口づさんでみませんか―」
- ・平成 29 年度 金子 勇 「わたしとは誰でしょう―わたし本来の目覚め―」
二宮 紀子 「大人のリトミック―音楽を感じて動いてみましよう―」

(2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

併設する東京福祉大学では、平成 20(2008)年に締結した「伊勢崎市と東京福祉大学との連

携に関する協定書」の発展として、教育学部が中心となって「東京福祉大学と伊勢崎市教育委員会との伊勢崎市立学校の教育活動への支援に関する覚書」を基に、伊勢崎市の小中学校に「ボランティアチューター」の名称による学生派遣に、組織的に取り組んでいる。

こども学科においても、平成 29(2017)年度に短大地域連携推進専門部会と本学と併設する東京福祉大学の全学地域連携推進誠意門部会、並びに教育学部が中心となり推進している「伊勢崎市小中学校連絡会」にも参加し、「幼児教育に関わるチューター」の実施を計画している。

これまで近隣の保育園との連携による取り組みを実施している。平成 29(2017)年度は、「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の2年生が「専門演習Ⅱ」において音楽劇「11ぴきのねこ」に取り組み、その成果発表の機会として近隣の保育所で上演し、好評を博した。

本学では「地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく」ことを建学の精神としており、その活動の一環として高大連携や出前授業を推進している。平成 29(2017)年度から「高大連携講座」を開設し、地域の高校生の進路意識を高め、大学教育・高校教育の活性化を推進している。また、「出前授業」を通して、地域の教育力向上に貢献している。平成 29(2017)年度の取り組み状況は次の通りである。

- ・ 高大連携講座：「ヒューマンライフとサービス」(高校生受講者 31名)

堀 聡子 「ライフステージと自分を考える①～守られ、育てられるインフォーマルエデュケーション」

「ライフステージと自分を考える②～自立と集団参加、社会における役割」

- ・ 出前授業

簗輪欣房 館林商工高等学校教員研修会：「クラスの生徒の学校生活意欲を調べよう」
(教員 60名)

松本岳志 群馬県総合教育センター音楽科研修講座：「ICTを活用した音楽科の授業づくり」(教員 30名)

池田琴恵 桐生第一高等学校進路説明会：「やる気の源とは～動機づけ～」(2年生対象)

安藤哲也 明和県央高等学校進路説明会：「幼児とのかかわり方を考えよう～もし、あなたが保育者なら～」(2年生対象)

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

本学では、学生のボランティア活動等の社会的活動に対して大学教育の一環として本学が認める課外活動について、課外活動経費の一部を補助するなど、学生が積極的に地域・社会に貢献できるように推進している。また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等からの学生ボランティアの依頼を学内の掲示板に提示し学生への周知を行い、学生のボランティア参加を奨励している。さらに、優れた社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌(Voyage ～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。

これまでの学生の自主的な地域活動としては、地域の幼稚園、保育所等で、夏祭りの行事やイベント行事に協力したり、こどもにパペット人形を使用した人形劇を見せたり、絵本を読み聞かせたりするなどの活動に取り組んでおり、こどもだけでなく主催者や保護者に喜ばれている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学では、開学当初から「地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく」ことを建学の精神に掲げて高等教育機関として地域社会に貢献してきており、課題は生じていない。

さらなる発展として、平成 30(2018)年度には、本学近隣の保育所や幼稚園などの教育機関と協定を締結し、授業において地域連携に取り組むことを計画している。また、伊勢崎市の幼児児童生徒の笑顔とやる気を引き出すなどの教育活動の充実に連携・協力関係を結んでいる「学生スマイルサポーター」の事業や保育・児童関連施設等からの学生ボランティアの依頼について、短大地域連携推進専門部会が中心となって派遣や取りまとめ窓口となり、積極的に幼稚園、保育所に学生を派遣していくことを計画している。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

[区分]

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

本学の「教育の目的」は、建学の精神「理論的・科学的能力と実践能力を統合した社会貢献」に基づいて、「教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成する。」と示している。また、学科(こども学科)の「教育の目的」を「増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。」と明確に示し、この「教育の目的」に基づいて「現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家の養成」、「保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としてのこどもの専門家の養成」、「異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家の養成」を「人材養成の目標」とし、「短大ホームページ」をはじめとして各種媒体・印刷物に明示している。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

こども学科の「教育の目的」は、「東京福祉大学短期大学部 学則」に定めている。学生用の「履修要項」には学則全文を掲載し、「短期大学部案内」、「短大ホームページ」等に「教育の目的」を掲載・公表し、学内外に周知している。

また、新入生には、新入生オリエンテーションにおいて、こども学科長から本学の「教育の目的」の説明を行っている。在学生には、各セメスターの始めのオリエンテーションのほか、ホームルーム等において説明を行っている。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

近年、全国的に保育士不足が深刻な社会問題となっており、本学が位置する北関東周辺も例外ではない。本学の「教育の目的」及び「人材養成の目標」は、そうした社会情勢下において地域・社会の要請に十分込えるものである。

本学では、学生の学修成績や卒業生の資格・免許取得状況、保育所等への就職率を踏まえて、「教育の目的」及び「人材養成の目標」の達成状況を定期的に点検している(詳細は、基準 II-A-6及び7を参照)。また、その結果を教育課程の編成や具体的な指導方法等の改善に活かしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成 29(2017)年度の時点で、「教育の目標」について課題は生じていない。平成 29(2017)

年度に学内に教育課程見直しプロジェクトチームを編成し、平成 30 (2018) 年度末までに教育課程の見直しを実施する予定である。その過程で、「教育の目的」及び「人材育成の目標」についても、時代の変化に合わせ見直しを行う。

基準 I-B-2 学修成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 短期大学としての学修成果を建学の精神に基づき定めている。

こども学科では、次に挙げる3つの能力を身に付けさせることを、本学の学修成果として学内外に公表し、表明している。これは建学の精神「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」と教育の目的「教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材の育成」を具現化するために必要な能力として、具体的に示したものである。

学修成果(学生が獲得すべき能力)

①現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家としての能力

時代の変化や多様化、増大する保育ニーズに十分対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる、思考力、創造力、問題発見・解決能力を持った質の高いこどもの専門家を養成する。

②保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力

現在は、保育者が保護者や家庭を対象に心理・社会福祉的援助を行い、また広く地域社会とも連携して子育てに関する問題解決のための援助をしていくことが求められている。本学では、心理カウンセリング科目を配置し、保育ソーシャルワーカー的な基礎知識を備えた人材を養成する。

③異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力

現在、日本では国際化が進み、保育所、幼稚園などにも様々な国籍や民族のこどもが入園してきている。このことは本学が所在する群馬県及び近隣各県において特に顕著である。このような時代において、異文化を理解し、異なった文化的背景をもつこどもや保護者にも対応できる国際感覚、思考力・分析力を有し、問題発見・解決能力を有する人材を養成する。

(2) 学科・専攻課程の学修成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

こども学科の「教育の目的(増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家

を養成し、現場で即戦力となる人材を養成する。)、及び「人材養成の目標(「現代の新たな保育ニーズに対応できる即戦力となるこどもの専門家の養成」、「保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としてのこどもの専門家の養成」、「異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家の養成」)」に基づいて、(1)で明記した3つの能力を身に付けさせることを学修成果として定めている。

この学修成果の具体的な達成指標として、資格・免許の取得者数及び就職率(保育・児童関連施設への就職比率)を掲げ、その実績を点検・確認している。

(3) 学修成果を学内外に表明している。

こども学科の学修成果の具体的な達成指標である就職実績(就職率と希望の就職先に就職できたか)は、「短大ホームページ」、「短期大学部案内」、各種進学情報誌等に掲載して学内外に表明している。

学内においては、就職活動が活発な時期に入る10月頃から、毎週木曜日に行っている全教職員の集まる全体ミーティングにおいて就職支援室より就職内定状況の進捗報告が行われ、3月末には当年度卒業生の最終的な就職率と就職先の報告が行われている。各校舎のエントランスには、学内(教職員・在学生)及び来校者に向けて、資格・免許の取得者と卒業生の就職先を掲示し学修成果を表明している。

本学に入学を希望する者、また、その保護者・保証人及び高等学校の教員に対しては、「短期大学部案内」やパンフレット等を配付するだけでなく、オープンキャンパスや入学課職員による高等学校訪問等の機会を通して、こども学科の学修成果である保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格・免許の取得率や就職率(平成26(2014)年から平成30(2018)年の3月卒業生の就職率は5年連続100%)を示すとともに、卒業生の多くが保育・児童関連施設等に就職していることを強くアピールしている。

教育課程レベル・授業科目レベルの学修成果である単位の取得状況とGPA等は、各 Semester(学期)終了後に学生本人とその保護者・保証人に通知している。アカデミックアドバイザーはこの学修成果を踏まえて学生一人ひとりに合わせた個別指導を行っている。

(4) 学修成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

自己点検・評価活動の一環として、本学の学修成果を含むすべての事項について、学校教育法第9章(大学)に照らし合わせ、その規定に合致しているか点検している。

こども学科では、毎年3月の教授会において、卒業・学位授与の判定会議を行っている。その判定結果と資格・免許の取得状況、資格・免許を活かした保育・児童関連施設等の専門職への就職実績を総合して学修成果の点検を定期的に行っている。

また、学生一人ひとりの単位履修状況、GPA等の授業科目レベルの学修成果を Semester(学期)ごとに点検している。

学生一人ひとりの学修成果の獲得状況は、アカデミックアドバイザーが中心となり定期的に点検している。GPAが3 Semester通算して平均2.0未満の学生については、実習要件や卒業・学位授与認定要件に関わってくるため、積極的に問題解決に向けてアカデミックアドバイザーが指導を行っている。また、本学では、ゼミ制度(一般的なメンター制度に該当する。詳細は基準Ⅱ-B-2(6)を参照)を導入しており、本学の専任教員が1年生から3年生までの各学

年の学生を2～4名分担して学修指導を行っている。このゼミ制度でも学生の個別面談によって、学修成果の点検が行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の学修成果は、「人材養成の目標」と完全に合致したものであり、現段階において課題は生じていない。今後とも自己点検・評価活動の一環として定期的に点検し、必要とあれば時代や社会の要請に沿ったものになるよう適宜見直しを行っていく。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

こども学科では、「教育の目的」「人材養成の目標」を達成させるため「三つの方針」を次のように一体的に定めている。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【短期大学部 こども学科】

短期大学部こども学科のカリキュラムの履修を通して、次の各専攻に掲げる能力（こども学科の学修成果）を獲得するとともに、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身につけ、本学学則第14条に示す卒業要件を満たした者に学位を授与する。

【保育・幼児教育専攻（2年制課程）】

- (1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家（乳幼児期）」としての能力。
- (2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。
- (3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

【こども教育・保育専攻（3年制課程）】

- (1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家（乳幼児期及び児童期）」としての能力。
- (2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。
- (3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

こどもの専門家としての能力を培うには、基礎力ならびに実践力に加え、あらゆる状況に対応できる高度に専門的な知識・技術を身につける系統的な教育課程が大切である。これは本学の建学の精神「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」に則ったものであり、「保育・幼児教育専攻」は2年制課程の中で乳幼児期を中心に、「こども教育・保育専攻」は3年制課程の中で乳幼児期から児童期までを見通して、総合教育科目や保育実践および子育て支援にかかわる知識や技能を学ぶ専門科目により、多様な保育ニーズに対応でき得る専門性を身につける。

【保育・幼児教育専攻（2年制課程）】

保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得を目標とする。

【こども教育・保育専攻（3年制課程）】

保育士資格、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状の取得を目標とする。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

東京福祉大学短期大学部こども学科では、増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成を教育の目的としている。その達成に向け、双方向対話型の教育を実践している。レポートの作成やグループディスカッションを日々の授業に多く取り入れ、学生主体に学ばせながら「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけていく。

本学の入学者選抜試験では、こうした教育により、能力を伸ばせる学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、多様な入試方法で選抜試験を実施する。

一人ひとりが個性を伸ばしていくためには、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心が不可欠である。東京福祉大学短期大学部では、次に掲げるような専門家への適性を持つ方の入学を期待する。

- ① 東京福祉大学短期大学部の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしているという意欲
- ② 本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意
- ③ 他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」

(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

平成28(2016)年度に併設する東京福祉大学と合同で、これまでの「三つの方針」を見直し、新たに策定するためのプロジェクトが発足した。本学からは松本岳志准教授(ALO補佐)がこれ

に参加し、文部科学省のガイドラインに沿ったポリシーの作成を行った。その後、学科長及び本学教務委員によって議論を重ね、策定した。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

ディプロマ・ポリシーを実現するために、アドミッション・ポリシーに沿った学生募集及び入学者選抜（詳細は、基準Ⅱ-A-5(4)を参照）を実施し、またカリキュラム・ポリシーを具現化した教育課程（詳細は、基準Ⅱ-A-2(2)を参照）を編成している。学生募集及び入学者選抜の適切性については、短大入試管理委員会が中心となり定期的に点検・見直しを行っている。教育課程の適切性、科目の順次性、シラバスの科目概要や達成目標等については、短大教務委員会や短大カリキュラム編成専門部会等が中心となり定期的に点検・見直しを行っている。また、ディプロマ・ポリシーの達成状況については、教授会において資格・免許状の取得状況や就職状況等の情報を共有することで確認を行っている。なお、本学の教育活動が三つの方針に沿ったものであることを定期的に確認するシステムが構築されており、現段階において問題は生じていない。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

本学の「三つの方針」は、「短大ホームページ」及び「短期大学部案内」、「募集要項」等において公表し、学内外へ表明している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成30(2018)年度入学生を最後に「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の募集を停止し、当該専攻の学生が卒業した後は「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」のみとなることが決定した。平成31(2019)年度を本学の新たなスタートの年と位置付け、それに向けて「三つの方針」の見直しを図る。

[テーマ]

基準 I-C 内部質保証

[区分]

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

自己点検・評価委員会の活動は「東京福祉大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に基づいて、教学部門と事務部門が連携して行う体制を整備している。平成25(2013)年度以降、一般財団法人短期大学基準協会（以下、「基準協会」という。）の認証評価に基づく評価項目と、本学の重点課題として取り組むべき事項について自己点検・評価を実施し、改善箇所の確認と具体的な改善に取り組んでいる。

(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。

春期中に第1回自己点検・評価委員会を開催し、基準協会が定めた評価基準項目ごとに教学部門の担当者を決定し、年間を通して自己点検・評価を行っている。また、自己点検・評価委員会の教学系統部会の会議、及び事務系統部会を含めた全体会議を適宜開催している。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

これまで、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成27(2015)年度、平成28(2016)年度、平成29(2017)年度に自己点検・評価の結果を「自己点検評価報告書」として「短大ホームページ」に掲載及び公表している。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

本学の自己点検・評価活動は、基準協会が定めた評価基準項目を本学専任教員全員に割り振り、教員はその担当箇所について責任をもって自己点検・評価を行うとともに、その結果を報告書にまとめている。また、自己点検・評価及び報告書の作成は、事務職員と協同して進めており、全教職員が自己点検・評価活動に関与している。

学科長(現ALO)及びALO補佐は、自己点検・評価の状況を統括する体制を整備しており、自己点検・評価活動に全教職員が関与し、学修成果の質的向上と健全な学校法人運営に向けた取り組みに努めている。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

現時点において、本学の自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取は取り入れていない。

(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

平成24(2012)年度の認証評価を受審した際に、評価委員から受けた「全ての課題を一気に改善することは困難であるため、毎年重点課題を決め、少しずつ改善を図っていくこと」とのアドバイスを踏まえ、自己点検・評価によって出された課題を中心に毎年改善すべき重点

課題を決定し、その改善に取り組んでいる。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成 24(2012)年度に受審した認証評価の評価結果を踏まえ、平成 25(2013)年度・平成 26(2014)年度は、基準協会から指摘のあった事項を重点課題として、その改善を中心に取り組んできた。平成 27(2015)年度以降は、平成 31(2019)年度に受審を予定している二度目の認証評価に向けて自己点検・評価の実施体制の整備を行っていく。

また現時点では、自己点検・評価活動に高等学校の関係者の意見聴取を行っていないため、今後実施に向けた検討を行っていく。

基準 I-C-2 教育の質を保証している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学修成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

学修成果として掲げる3つの能力の獲得・達成状況について、機関レベル(大学)・教育課程レベル(学科)・授業科目レベル(授業・科目)ごとに学修成果を査定する方法を有している。それぞれのレベルでの学修成果の査定の結果から分析を行い、課題を発見し、課題に対する改善計画を策定して実行することにより本学における教育の質的向上を目指している。

① 機関レベル(大学)の学修成果の査定

就職実績(就職率、資格・免許を活かした専門分野及び希望の就職先に就職できたか)から学修成果の達成状況を査定する。

② 教育課程レベル(学科)の学修成果の査定

資格・免許の取得状況(保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等)、卒業認定要件達成状況(単位履修状況・GPA)から教育課程全体を通した学修成果の達成状況を査定する。また、各学年の Semester ごとの単位取得率・成績分布の状況から、「こども教育・保育専攻(3年制課程)」は1年次の基礎力、2年次の実践力、3年次の応用力、「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」は1年次春期の基礎力、秋期の基礎力・実践力、2年次春期の実践力、秋期の応用力の獲得状況を学修成果として査定する。

③ 授業科目レベル(授業・科目)の学修成果

シラバスで提示された科目の学修目標に対する成績取得状況及び学生による授業評価アンケート結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。平成28(2016)年度からは、全教員・全科目を対象とした「担当科目実施報告書」の作成及び提出が開始された。また「同一科目担当者協議会」も開催され、科目レベルにおける教育の質を保つシステムを構築した。

(2) 査定の方法を定期的に点検している。

自己点検・評価活動の一環として、また教育の質を保つため、自己点検・評価委員、短大教務委員、短大カリキュラム編成専門部会員、短大キャリア教育専門部会員等で査定方法の適切性について定期的に点検・評価している。

(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

本学では、①機関レベル、②教育課程レベル、③授業科目レベルのそれぞれに明確なPDCA

サイクルを設け、教育の向上と充実を図っている。

① 機関レベル

- **Plan**： 本学の建学の精神に基づいた短期大学の教育の目的、こども学科の教育の目的、人材養成の目標、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の明確化。
- **Do**： 教育の目的を達成するための教育活動の実施。
- **Check**： 理事会、短期大学部教授会による定期的な点検、学修成果の達成状況による査定。
- **Action**： 理事会、短期大学部教授会による定期的な見直し。

② 教育課程レベル

- **Plan**： 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて策定された教育課程。
- **Do**： 学修成果を達成するための教育活動の実施。
- **Check**： 短大教務委員会及び短大カリキュラム編成専門部会によるカリキュラムの定期的な点検、資格・免許の取得状況、卒業認定要件達成状況などの確認。
- **Action**： 短大教務委員会及び短大カリキュラム編成専門部会によるカリキュラムの見直し及び改善案の提言。

③ 授業科目レベル

- **Plan**： 科目担当者によりシラバス作成。
- **Do**： シラバスに沿った授業実践(セメスター中も教員相互の授業見学やファカルティ・ディベロップメント(FD)研修などにより常に修正を行いながら授業を展開する)。
- **Check**： FD活動や学生による授業評価の実施、成績取得状況の確認、担当科目実施報告書の作成及び提出、同一科目担当者協議会の実施など。
- **Action**： 改善策の次年度シラバスへの反映(全シラバスは、学科長及び短大教務委員、短大カリキュラム編成専門部会員の審査を受ける)。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学は、文部科学省、厚生労働省等の行政官庁等からの通達、学校教育法、児童福祉法、短期大学設置基準等の関係法令等の変更等を適宜確認し、法令遵守に努めている。また、日本私立短期大学協会及び、その関東支部である関東私立短期大学協会の定期総会等には、積極的に参加して情報を得るとともに、学内の短大教務委員会で法令変更を確認し、教育課程の再編等に反映している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学は、平成18(2006)年4月に開学して以降、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を遵守し、学校運営を行ってきた。また、学修成果を焦点とする査定(アセスメント)の方法は、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルごとに確立しており、教育の質の保証に向け適切な措置を行っている。現状において早急に改善すべき課題は生じていない。

平成 28(2016)年度から「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」と「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の2つの専攻をもつ学科に改編したが、平成 30(2018)年度入学生(通信教育課程は平成 33(2021)年度入学生)を最後に「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の募集を停止し、当該専攻の学生が卒業した後は「保育・幼児教育専攻(通信教育課程は「幼児教育専攻」)(2年制課程)」のみとなることが決定した。このような状況変化にあっても、関係法令の遵守を徹底するとともに、教育課程や教員配置、学生支援の体制、入学者受入れ状況などについても的確な自己点検・評価を行い、改善すべき点があった場合には速やかに対応していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

[区分]

基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学修成果に対応している。

① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

本学の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」は、学則に基づき次の通り定められており、所定の単位を修得するだけでなく、こども学科の学修成果である(1)保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家(乳幼児期)」としての能力、(2)保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力、(3)異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力、を身につけていることが卒業・学位授与の要件となっている。

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)※

【短期大学部 こども学科】

短期大学部こども学科のカリキュラムの履修を通して、次の各専攻に掲げる能力（こども学科の学修成果）を獲得するとともに、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身につけ、本学学則第14条に示す卒業要件を満たした者に学位を授与する。

【保育・幼児教育専攻（2年制課程）】

- (1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家（乳幼児期）」としての能力。
- (2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。
- (3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

【こども教育・保育専攻（3年制課程）】

- (1) 保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家（乳幼児期及び児童期）」としての能力。
- (2) 保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力。

一」としての能力。

(3) 異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

東京福祉大学短期大学部 学則(抜粋)

(卒業要件)

第14条 本学を卒業するためには、保育・幼児教育専攻においては2年以上、こども教育・保育専攻においては3年以上それぞれ在学し、定められた必修授業科目及び選択授業科目を含めて、それぞれ合計62単位、94単位以上を修得しなければならない。ただし、第35条第2項に定めるGPA(グレード・ポイント・アベレージ)の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、資格・免許等を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 本学においては、本学で教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、転学の場合を除き、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

また、指定保育士養成施設以外の学校等(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校)で履修した教科目について修得した単位については、転学の場合を除き、本学で設定する授業科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

(短期大学士の授与)

第43条 原則として、第14条第1項に定める期間在学し、同条同項の定める所定の単位数を修得し、卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

※平成29(2017)年4月施行の学校教育法施行規則改正に伴い、本学及び併設する東京福祉大学が3つのポリシーの全面的な見直しを実施し、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を平成29(2017)年度より上記のように変更した。

(2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(1)で明記したように、学則の第14条に「卒業要件」、第43条に「短期大学士の授与」をそれぞれ明記している。

(3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

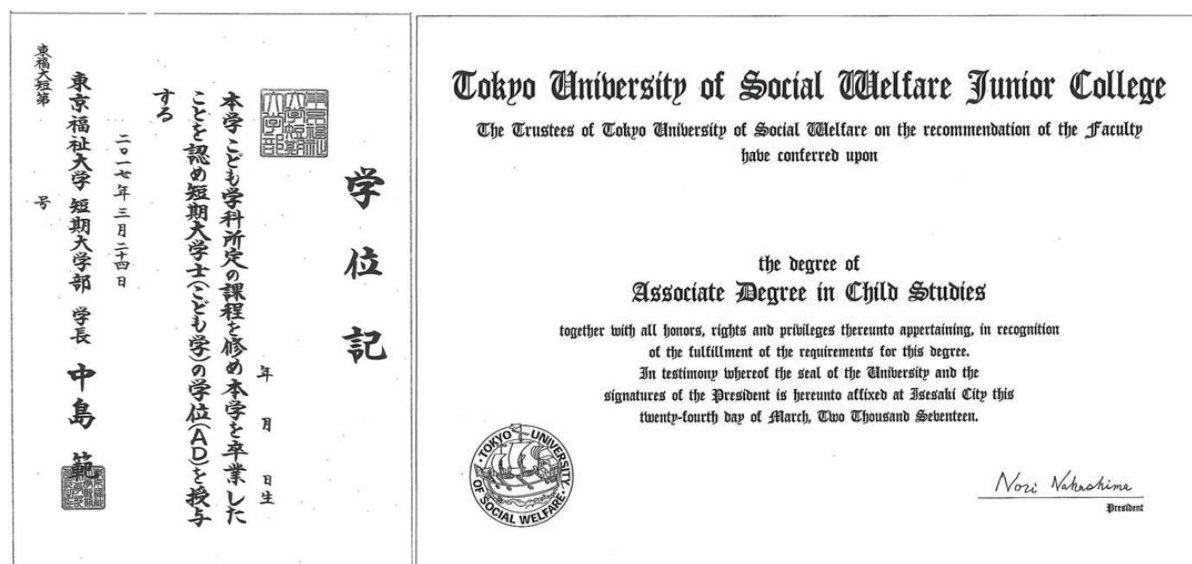
こども学科の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」は、単位の修得状況及びGPAのほか、学修成果として「①保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦略となる「こ

どもの専門家(乳幼児期)」としての能力」、「②保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力」、「③異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力」を獲得することを必要としている。

国際化の進む日本において、卒業生の進もうとする保育所や幼稚園等の保育・児童関連施設等には、様々な国籍・人種・民族の異なるこどもが入園してきている。このような時代においては、そうした異なった文化的背景を持つ、こどもやその保護者への理解を示し、国際感覚、思考力・分析力、問題発見・解決能力を有する人材が求められている。本学卒業生の高い就職率とその卒業生の多くが希望する進路に進んでいることからみて、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」は、社会的(国際的)に十分通用するものと認識している。

また、卒業時には和文と英文の2つの「学位記」を授与している(図Ⅱ-A-①:学位記[和文・英文])。

図Ⅱ-A-① 学位記(和文・英文)



(4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

「建学の精神」、「教育の目的」、「こども学科の人材養成目標」等を踏まえて「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を定めており、学修成果の獲得状況及び関係法令等の変更を踏まえ、毎年、学科の学位授与の方針の定期的な確認を行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題を記述する。

本学の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」は、学生の学修成果の獲得状況及び関係法令等の変更を踏まえて確認を行っている。また、学内外に対しても適切に示されており、現状における課題は生じていない。

平成30(2018)年度入学生を最後に「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の募集を停止し、当該専攻の学生が卒業した後は「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」のみなることが決定した。平成31(2019)年度を本学の新たなスタートの年と位置付け、それに向けて「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の見直しを行う。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

こども学科の学位は「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に定める学修成果である、①保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家（乳幼児期）」としての能力、②保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力、③異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力を身につけ、学則に示す卒業要件を満たした者に授与されている。

「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を具現的に実現するために、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は1年次の基礎力、2年次の実践力、3年次の応用力、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次春期の基礎力、秋期の基礎力・実践力、2年次春期の実践力、秋期の応用力を身につけていく体系的に編成された教育課程となっている。これは、本学の「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」に基づくものである。具体的には、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」1年次、及び「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次春期に、保育士及び幼稚園教諭としての専門基礎教育、異文化理解等の一般教養を高めるための基礎力を身につける。「こども教育・保育専攻（3年制課程）」2年次、及び「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次春期から2年次秋期にかけて、保育施設・幼稚園等での現場実習を通して実践力を身につける。「こども教育・保育専攻（3年制課程）」3年次、及び「保育・幼児教育（2年制課程）」2年次秋期は、「こどもの専門家」としての応用力を培うとともに資格・免許を取得し、卒業していく。

教育課程は、総合教育科目(教養課程)と専門教育科目(専門課程)で構成し、それぞれ必修科目と選択科目で編成している。科目編成にあたっては「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に学修成果として掲げる3つの能力を身につけさせることを考慮し、実習の時期を踏まえて各学年に授業科目を配分している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学修成果に対応した、授業科目を編成している。

「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に基づき体系的に編成された教育課程(平成28(2016)年度)の具体的内容は次の通りである。

(ア) 卒業要件

本学の卒業要件は、「東京福祉大学短期大学部 学則」(第1章第5節第14条 卒業要件)の定めにより、「保育・幼児教育専攻(通信教育課程は「幼児教育専攻」)(2年制課程)」においては2年以上、「こども教育・保育専攻(3年制課程)」においては3年以上それぞれ在学し、定められた必修授業科目及び選択授業科目を含めて、それぞれ合計62単位、94単位以上を修得し、かつGPAの通算が2.0以上でなければならない(表Ⅱ-A-①:卒業に必要な単位数)。また、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、社会福祉主事任用資格、レクリエーション・インストラクター資格、認定ベビーシッター(通学課程のみ)の資格・免許を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。

本学は、原則として全学生が保育士資格を取得することとしており（通学課程のみ）、そのためには「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は合計98単位以上、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」は合計100単位以上を修得する必要がある。

表Ⅱ-A-①：卒業に必要な単位数

保育・幼児教育専攻（通信教育課程は「幼児教育専攻」）（2年制課程）

科目区分		要履修単位
総合教育科目	一般教養科目	必修22単位取得保育士を取得する場合24単位取得
	現代社会の理解	
	文化や言語の理解	
	専門基礎教育	
	キャリア開発教育科目	
専門教育科目	こどもの理解・発達支援	必修10単位修得 保育士を取得する場合15単位修得 保育士・幼稚園教諭を取得する場合19単位修得
	保育の内容・方法	必修24単位修得 保育士を取得する場合32単位修得
	子育て支援の理解と方法	保育士を取得する場合6単位を修得
	保育・子育て支援の実践と展開	必修4単位修得 保育士を取得する場合15単位修得
	教育	幼稚園教諭を取得する場合14単位修得
卒業要件単位		62単位

※保育士資格取得には、上表の他に「こどもの理解・発達支援」、「保育の内容・方法」、及び「子育て支援の理解と方法」の科目群より6単位修得する必要がある。

こども教育・保育専攻（3年制課程）

科目区分		要履修単位
総合教育科目	一般教養科目	必修22単位を含み26単位修得
	現代社会の理解	
	文化や言語の理解	
	専門基礎教育	
	キャリア開発教育科目	
専門教育科目	こどもの理解・発達支援	必修10単位修得 保育士を取得する場合15単位修得 保育士・幼稚園・小学校教諭を取得する場合19単位修得
	保育の内容・方法	必修24単位修得 保育士を取得する場合32単位修得

	子育て支援の理解と方法	保育士を取得する場合6単位を修得
	保育・子育て支援の実践と展開	必修4単位修得 保育士を取得する場合15単位修得
	教育	幼稚園教諭を取得する場合14単位修得 小学校教諭を取得する場合48単位修得 幼稚園・小学校教諭を取得する場合50単位修得
卒業要件単位		94単位

※保育士資格取得には、上表の他に「こどもの理解・発達支援」、「保育の内容・方法」、及び「子育て支援の理解と方法」の科目群より6単位修得する必要がある。

(イ) 総合教育科目

総合教育科目は、「一般教養科目」・「現代社会の理解」・「文化や言語の理解」・「専門基礎教育」・「キャリア開発教育科目」の5つの区分から成っている。

「一般教養科目」では、「情報機器の操作Ⅰ」・「健康・スポーツ」・「健康科学」・「文章表現」を必修とし、短期大学程度の一般教養を身に付けさせている。また、「乳幼児の脳機能」・「レクリエーション理論」等、保育及び幼児教育の専門教育に関連した科目も選択科目として開設している。

「現代社会の理解」では、こどもの専門家としての倫理観を養い、こどもの人権に対する正しい認識と人権擁護について理解させるために「人権教育(こどもの人権を含む)」を必修科目としている。また、「法学(憲法を含む)」・「ボランティア論」・「少年と犯罪」・「ジェンダー論」の4科目は、現代社会を取り巻く様々な問題への理解を深化させる科目として、また保育士資格取得のための選択必修科目としている。

「文化や言語の理解」では、国際化と様々な異国の文化を理解することを目的とし、「アメリカの文化と言語Ⅰ」を必修とするとともに、近年在留者が増加している中国及び韓国のそれぞれの文化や言語を学ぶ科目を選択科目として学ばせている。

「専門基礎教育」では、現代社会における社会福祉の全体像を把握する「社会福祉」と「児童家庭福祉」、保育・子育ての本質や目的を学ぶ「保育原理」を必修科目としている。

「キャリア開発教育科目」では、大学生や社会人にとって必要な基礎的知識を習得するとともに「こどもの専門家」としての職責を担う土台作りをするため「基礎演習Ⅰ」・「基礎演習Ⅱ」を1年次に必修科目として受講させている。2年次及び3年次では、保育士として必要とされる専門知識・技術を総合的に学びつつ、保育士として働くことの意義や就職へのアドバイス、就職試験や面接試験の対策、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目的とした「キャリア開発演習Ⅰ」・「キャリア開発演習Ⅱ」を開設している。

総合教育科目の必修22単位（「保育・幼児教育専攻（通信教育課程は「幼児教育専攻」）（2年制課程）」、「こども教育・保育専攻（3年制課程）」共通のうち、9科目18単位を必ず1年次に修得させ、専門分野を学んでいく上で必要な基礎固めを行っている。

(ウ) 専門教育科目

専門教育科目は、「こどもの理解・発達支援」・「保育の内容・方法」・「子育て支援の理解と方法」・「保育・子育て支援の実践と展開」・「教育」の5つの区分で編成しており、それぞれの科目構成は次の通りである。

「こどもの理解・発達支援」では、保健や心理、教育、栄養等、様々な面からこどもを理解するために、「教育原理」・「発達心理学Ⅰ」・「障害児保育」・「こどもの食と栄養」・「こどもの保健Ⅰa」の必修科目のほか、「幼児理解」・「こどもの保健Ⅰb」・「こどもの保健Ⅱ」・「発達心理学Ⅱ」・「教育心理学」の選択科目で構成している。

「保育の内容・方法」では、「保育内容総論」をはじめ「保育内容(言葉)・(環境)・(人間関係)・(表現)・(健康)」の5領域、乳児保育の理論や知識・技術を学び、乳児保育の保育計画や指導計画、保育形態と保育の環境構成について学ぶ「乳児保育Ⅰ」、また、保育の内容を理解し展開するための知識・技術の習得として「音楽基礎Ⅰ」・「音楽基礎Ⅱ」・「こどもの音楽Ⅰ」・「図画工作Ⅰ」・「幼児体育」の必修科目のほか、「社会的養護」・「社会的養護内容」・「乳児保育Ⅱ」・「こどもの音楽Ⅱ」・「図画工作Ⅱ」・「カリキュラム論」・「保育表現技術演習」の選択科目で構成している。

本学の教育課程の特色の一つとして、「こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成する」という教育の目的を具現化するために、「子育て支援の理解と方法」の科目区分では、保育士資格の取得に必修となる科目の「相談援助演習」・「家庭支援論」・「保育相談支援演習」のほか、「臨床心理学」・「カウンセリングの基礎」・「学習困難児指導法」・「多文化保育・子育て演習」・「子育て支援論」・「在宅保育論」の選択科目で構成している。「保育・子育て支援の実践と展開」では、それまでに学んだ知識・技術を専門演習や保育実習を通して実践力へとつなげていく科目として、「専門演習Ⅰ」・「専門演習Ⅱ」の必修科目のほか、「保育実習指導Ⅰ(保育所)」・「保育実習指導Ⅰ(施設)」・「保育実習指導Ⅱ」・「保育実習指導Ⅲ」・「保育実習Ⅰ(保育所)」・「保育実習Ⅰ(施設)」・「保育実習Ⅱ」・「保育実習Ⅲ」・「保育・教職実践演習」等の選択科目で構成している。

「教育」の科目区分では、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状(小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ)を取得するために必要な科目を開設している(通信教育課程では、平成28(2016)年度より小学校教諭二種免許状が取得不可となったため、同免許状取得のための一部の科目が削除されている)。幼保一元化を見据えて、ほとんどの学生が幼稚園教諭二種免許状を取得するため、必修科目「幼児教育方法論」・「国語(書写を含む)」・「幼稚園教育実習指導Ⅰ・Ⅱ」(保育・幼児教育専攻(通信教育課程は「幼児教育専攻」)(2年制課程)のみ)・「幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ」(保育・幼児教育専攻(通信教育課程は「幼児教育専攻」)(2年制課程)のみ)・「教育実習指導(初等)Ⅰ・Ⅱ」(こども教育・保育専攻(3年制課程)のみ)・「教育実習(初等)Ⅰ・Ⅱ」(こども教育・保育専攻(3年制課程)のみ)・「教育法規」・「教育相談(カウンセリングを含む)」等を受講している。

平成25(2013)年度以降、平成26(2014)年度より教育の充実を図るために、「専門演習Ⅱ」において卒業年次生全員に卒業レポートの作成を課している。最終的に各研究指導教員が担当した学生の中から1名を代表として選出し「卒業レポート発表会」を開催している(「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ)。この「卒業レポート発表会」には1・2年次生も全員出席している。平成27(2015)年度は本学の全教員が、平成28(2016)年度及び29(2017)年度は3

年制課程の「専門演習Ⅱ」の担当教員がゼミ単位で研究指導にあたり、卒業年次生全員が(共通フォーマットを基にした)A4用紙4ページ分の卒業レポートを作成した。「卒業レポート発表会」は、平成27(2015)年度から司会進行も学生自らがを行い、より学生主体の行事として発展しており、この「卒業レポート発表会」は、本学の定例行事として、短大パンフレットの年間行事日程に掲載している。

平成28(2016)年度から開設された「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」では、「専門演習Ⅰ」において即戦力人材の養成を目的に、行事の企画・運営を通じて協働性やコミュニケーション能力の向上等を図り、「専門演習Ⅱ」ではミュージカルの発表を行った。なお、このミュージカルは近隣の保育所で実際にこども達を前に公演し、好評を博した。

(エ) 資格取得に関するシステム

本学では、全学生が保育士資格を取得することを原則としているが(通学課程のみ)、課程認定により選択希望者には幼稚園教諭二種免許状や小学校教諭二種免許状(小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ)を取得することも可能である(平成28(2016)年度より、通信教育課程では小学校教諭二種免許状は取得不可となった)。将来、認定こども園が、地域にも拡充されることを念頭に、保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方の資格・免許を有することが求められており、保育士資格とともに教職課程の選択による追加履修によって幼稚園教諭二種免許状の取得も推奨している。

それぞれの資格・免許を取得するために各学年で何を学び、何を身につけなければならないか、履修要項に各資格・免許の取得のための「履修モデル」を分かりやすく掲載している。

また、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状(小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻(3年制課程)」のみ)の各資格・免許状の取得に必要な必修科目として、保育士資格であれば「指定保育士養成施設指定基準」及び「保育実習実施基準」に基づいた授業科目を、幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状であれば「教育職員免許法」に基づいた授業科目を設定しており、履修科目、履修年次、履修単位数等を一目で理解できるようまとめている。さらに、「こども教育・保育専攻(3年制課程)」では保育児童学部保育児童学科の4年次へ編入し、幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する学生のための履修モデルも明示しており、入学時から卒業後まで学生の多様なニーズに対応できるよう授業科目を編成している。

なお、本学では保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状等を取得するための専門科目や実習に必須の事前事後指導及び各実習が以下(表Ⅱ-A-②:実習スケジュール)のように用意され、計画的かつ段階的に保育実習及び幼稚園教育実習に関する知識や技能の修得ができるよう配慮している。

「保育・幼児教育専攻(通信教育課程は「幼児教育専攻(2年制課程)」では、いち早く現場を知って保育・幼児教育の理解につなげるため、「保育実習指導Ⅰ(保育所)」、「保育実習指導Ⅰ(施設)」、「幼稚園教育実習指導Ⅰ」が1年次秋期に行われ、「保育実習Ⅰ(保育所)」と「保育実習Ⅰ(施設)」が1年次の春休みにそれぞれ12日間ずつ実施している。さらに「幼稚園教育実習Ⅰ」が2年次の6月に10日間実施している。それと並行して2年次春期には、「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習指導Ⅲ」(いずれかの科目を選択必修)と「幼稚園教育実習指導Ⅱ」が行われる。そして2年次の夏休みに「保育実習Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」(いずれかの科目を選

択必修)が12日間実施し、「幼稚園教育実習Ⅱ」が9月に10日間実施している。これらの保育実習、幼稚園教育実習のまとめとして、2年次秋期には「保育・教職実践演習」が開講している。

「こども教育・保育専攻(3年制課程)」では、1年次に保育・幼児教育の基本的理解を図る科目を修得する。2年次では、「保育実習指導Ⅰ(保育所)」→「保育実習Ⅰ(保育所)」、「保育実習指導Ⅰ(施設)」→「保育実習Ⅰ(施設)」と連続性を持たせている。同様に幼稚園教育実習は、2年次春期に「教育実習指導(初等)Ⅰ」を、2年次9月に10日間「教育実習(初等)Ⅰ」を、さらに秋期には「教育実習指導(初等)Ⅱ」を履修する。3年次には応用力を養うために、春期に「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習指導Ⅲ」のいずれかの科目を履修し、夏休みに「保育実習Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」を履修する。幼稚園教育実習は、3年次春期に「教育実習(初等)Ⅱ」を実施している。また、小学校教諭二種免許状取得のために、3年制課程の修業期間を活かして計画的・段階的に「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」等を修得できるようにしている。「教育実習指導(初等)Ⅰ・Ⅱ」については2年次に実施し、その成果を活かして3年次に「教育実習(初等)Ⅰ」、「教育実習(初等)Ⅱ」を実施している。「教育実習(初等)Ⅰ」、「教育実習(初等)Ⅱ」は連続して履修することも可能である。「教育実習」のまとめは教育実習終了時の3年次秋学期に実施している。なお、実践的な指導力を確認するための「保育・教職実践演習」及び「教職実践演習(小学校)」は3年次秋学期に履修することとしている。

表Ⅱ-A-②：実習スケジュール

保育・幼児教育専攻(2年制課程)

	1年次 秋期	1年次 春休み	2年次 春期	2年次 夏休み	2年次 秋期
保育実習	保育実習指導Ⅰ (保育所) 保育実習指導Ⅰ (施設)	保育実習Ⅰ (保育所) (12日間) 保育実習Ⅰ (施設) (12日間)	保育実習指導Ⅱ (保育所) またはⅢ(施設) ※選択必修	保育実習Ⅱ (保育所) またはⅢ(施設) (12日間) ※選択必修	保育・教職実践演習
幼稚園教育実習	幼稚園教育実習指導Ⅰ		幼稚園教育実習指導Ⅱ 幼稚園教育実習Ⅰ (6月、10日間) 幼稚園教育実習Ⅱ (9月、10日間)		

こども教育・保育専攻(3年制課程)

	2年次 春期	2年次 夏休み	2年次 秋期	2年次 春休み	3年次 春期	3年次 夏休み	3年次 秋期
保育実習	保育実習指導Ⅰ	保育実習Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	保育実習Ⅰ	保育実習指導Ⅱ	保育実習Ⅱ	保育・教職実践演習

	(保育所)	(保育所) (12日間)	(施設)	(施設) (12日間)	(保育所) またはⅢ(施設) ※選択必修	(保育所) またはⅢ(施設) ※選択必修	
幼稚園教育実習	教育実習指導 (初等)Ⅰ 教育実習(初等)Ⅰ (9月、10日間)		教育実習指導 (初等)Ⅱ		教育実習(初等)Ⅱ (6月、10日間)		
小学校教育実習	教育実習指導 (初等)Ⅰ		教育実習指導 (初等)Ⅱ		教育実習(初等)Ⅰ (6月、10日間)		教育実習(初等)Ⅱ (9月、10日間) 教職実践演習 (小学校)

※幼稚園教諭二種免許状と小学校教諭二種免許状の両方の免許状を取得する場合、「教育実習(初等)Ⅱ」の実習は3年次6月に小学校で実施し、「保育・教職実践演習」と「教職実践演習(小学校)」の両方の科目を修得する必要がある。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

単位制度の実質化を図るため、授業は教室における授業と学生の教室外学修を合わせた充実した授業展開を実現させるものとし、学生が履修登録できる単位数の上限を、原則として1学期間に24単位、年間42単位としている。

また、学則第35条第1項及び第2項に定める通り、本学の成績評価の方法としてGPA制度を導入しており、5段階(A・B+・B・C・F)の成績評価に対して4・3・2・1・0のポイントを付与し、履修登録と成績評価との関連性を明確化するため、直前学期のGPAに基づき、原則として次の単位数を上限として設定している(「東京福祉大学短期大学部 科目履修規定」第3条(履修科目の登録の上限))。ただし、直前学期において、16単位以上を修得している場合に適用される。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 直前の学期のGPAが3.5以上 | 30単位 |
| (2) 直前の学期のGPAが3.0以上3.5未満 | 28単位 |
| (3) 直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満 | 24単位 |
| (4) 直前の学期のGPAが2.0以上2.5未満 | 20単位 |
| (5) 直前の学期のGPAが2.0未満 | 16単位 |

また、この単位あたりの平均が、保育・幼児教育専攻(2年制課程)においては2セメスター(1年)、こども教育・保育専攻においては3セメスター(1年半)連続してGPA2.0未満の学生に対しては、学科長等から学生に学修指導・生活指導が行われ、それでも学力不振が続いた場合に退学を勧告することになっている。このようなGPA制度による厳しい規準を設けることにより、学生が単に単位を取るだけでなく、より高い学修成果を得られるよう図っている。

③ 成績評価は学修成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

成績の評価は、次のように設定している。

評定	合格				不合格		保留
	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点～0点	無資格	
評価	A	B+	B	C	F		I
GP	4	3	2	1	0		

- 無資格：授業の出席日数不足などで成績評価を受ける資格がないこと。
- 成績評価「I」：病気などのやむを得ない理由により、学期終了時に成績の確定が困難な学生については、次の手続きを取った場合に限り、保留を意味する「I」(Incomplete)の評価を得ることができる。

1. 学生は、該当学期終了時まで、次の書類を授業担当教員に提出する。
 - (1) 試験またはレポートが提出できなかった理由を書いた申請書
 - (2) 医師の診断書、またはやむを得ない事情を証明する書類
2. 学生は、試験または必要なレポートなどを次学期終了時まで、授業担当教員に提出する。

「成績評価の規準と評定の方法」は、必ず各科目のシラバスに記載するとともに、初回授業において受講者に説明している。教員は、各科目における評定の方法に従い適切に成績評価を判定している。

成績評価の規準はその科目の「学習目標」と一致するよう設定しており、学修成果の獲得における科目の位置付けが受講者に理解できるようになっている。

④ シラバスに必要な項目(学修成果、達成目標・到達目標、授業内容、準備学修の内容、授業時間数、成績評価の方法・規準、教科書・参考書等)を明示している。

新年度のオリエンテーションの際に、全学生に配付しているシラバスには、各授業科目の詳細について次の14項目を明示している。また、平成26(2014)年度より授業科目の学修段階の位置付けや順序等の体系性を明示するためにナンバリング制度を導入し、シラバスに記載している。平成27(2015)年度からは教育の質を保証するため親シラバスを作成し、「7. 講義概要」と「8. 学習目標」を固定化している(平成29(2017)年度より「11. 成績評価の規準と評定の方法」も固定化)。これにより、担当者の変更や同一科目を複数教員で担当した場合による差異が出ないよう全シラバスの整備を行っている。また、平成28(2016)年度より併設する東京福祉大学と合同で「同一科目担当者協議会」を実施し、シラバスの点検・見直しが定期的に行われるシステムがさらに整備された。

1. 科目名(単位数)
2. 授業担当教員
3. 科目番号
4. 授業形態
5. 開講学期
6. 履修条件・他科目との関係
7. 講義概要
8. 学習目標
9. アサイメント(宿題)及びレポート課題

10. 教科書・参考書・教材
11. 成績評価の規準と評定の方法
12. 受講生へのメッセージ
13. オフィスアワー
14. 授業展開及び授業内容

初回授業のオリエンテーションでは授業科目の学習目標や成績評価の方法を中心に講義概要等を説明している。また、 Semester 終了時に実施する「学生による授業評価アンケート」では、「シラバスに基づいて授業が行われたか」「学習目標を達成できたか」といった評価項目もあり、その結果が教員に還元され教育の質の保証に活かされる仕組みができています。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

通信教育課程では、基本的に通学課程と同じカリキュラム編成を採用しており、卒業・学位授与の要件となる単位数も通学課程と同様に3年制課程は94単位以上、2年制は62単位以上と定めている。開設科目は総合教育科目と専門教育科目に区分し、3年制課程は総合教育科目を26単位以上、専門教育科目を68単位以上、合計94単位以上に、2年制課程は総合教育科目を18単位以上、専門教育科目を40単位以上、総合教育科目又は専門教育科目のうち選択科目として4単位以上、合計62単位以上に設定している。なお、「短期大学通信教育設置基準」に基づき、卒業要件単位数のうち、面接授業(スクーリング)単位を3年制課程は23単位以上、2年制課程は15単位以上を修得することを、卒業要件として定めている。また、本学通信教育課程では、通学課程と同等の資格・教員免許状の取得も可能としている(表Ⅱ-A-③：通信教育課程の開講科目と実施方法)。

科目履修方法は、次の記号で表している。R(レポート+科目終了試験)、SR(レポート+科目終了試験+スクーリング)、S(スクーリング)、P(実習)。S履修科目及びP履修科目は、1単位あたり面接授業1単位分として換算され、SR履修科目は、1科目で面接授業1単位分として換算される。

通信教育課程の授業の実施方法は、「短期大学通信教育設置基準」第3条(授業の方法等)、第5条(単位の計算方法)に基づき、印刷教材等による授業、面接授業、又は印刷教材等による授業及び面接授業を併用した授業を中心に、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

印刷教材等による授業は、主としてあらかじめ指定した教科書等の教材を本学より学生へ配付し、学生は教科書、参考文献等を使用し、シラバスで示された科目概要、学修内容等を中心に自宅などで学修を進め、自身の学修進度に応じてレポートを作成の上、所定の期間に郵送等の方法により本学へ提出を行い、教員による添削指導を受ける。また、レポートを提出した科目については、所定の会場へ来場の上、論述式を中心とした科目終了試験を受験し、教員による評価を受けることにより、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容を実施している。

面接授業の講義及び演習においては、1単位あたり授業15時間及びその予習復習等の教室外

学修30時間をもって構成し、本学が定める科目ごとの日程の中から、学生は自己のスケジュールや自身の学修進度に応じて申込みの上、教員による集中講義型を中心とする授業(スクーリング)を受講し、講義・演習を通して理解を深める。評価は、スクーリングの最後に、授業時間とは別に実施するスクーリング修了試験を受験し、教員が総合的に判定を行っている。また、実習においては、1単位あたり45時間の範囲内で、主に保育士、幼稚園教諭等の資格を登録する学生を中心に、実際の現場に一定期間通いながら指導を受け、その資格・仕事に対する心構えと、仕事の中で必要となる力を身につける実習を実施し、本学にて評価を行っている。

印刷教材等による授業、面接授業、実習は適切に実施しており、現状において課題は生じていない。

放送授業、メディアを利用して行う授業については、本学でも将来的な導入に向けて平成27(2015)年4月に規程の改定を行った(「東京福祉大学短期大学部 通信教育課程に関する規程」第5条、第6条、第8条、第14条)。

表Ⅱ-A-③：通信教育課程の開講科目と実施方法

授業形態	実施方法	実施科目数	
		3年制	2年制
印刷授業(R履修)	レポート及び科目終了試験で単位修得	36科目	35科目
面接授業(S履修)	本学の教員からスクーリングで直接講義を受け、定められた試験に合格することで単位修得	9科目	3科目
印刷授業+面接授業(SR履修)	印刷授業と面接授業の両方に合格することで単位修得	42科目	36科目
実習(P履修)	現場での実体験による学習	5科目	2科目

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴、業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

本学では、短期大学設置基準及び指定保育士養成施設基準を超える専任教員数を確保している(詳細は基準Ⅲ-A：人的資源を参照)。また、東京福祉大学の社会福祉学部・教育学部・心理学部の各学部からの専任教員もそれぞれの専門性と資格・業績に即して兼任教員として配置している。

平成28(2016)年度「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の新設に伴い、東京福祉大学社会福祉学部保育児童学科から5名の教員が本学に異動となり、また新規に教員15名を採用し、設置認可を得る上で十分な教員数を確保した。平成28(2016)年度末で3名の専任教員が退職したが、平成29(2017)年度に1名を新規採用しており、教員数において不足はしていない。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

本学では、カリキュラムの定期的な確認と見直しを行う組織として、「短大カリキュラム編成専門部会」を設置しており、平成26(2014)年度においては、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」とシラバスとの整合性を確認し、カリキュラム・マップを作成している。また、

平成27(2015)年度には、親シラバス、標準的カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリー(素案)を作成し、教育課程の定期的な点検に活用できるよう整備を進めた。平成28(2016)年度には、全学で統一されたフォーマットの下、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーが完成した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成28(2016)年度は、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを全学的に統一したものに整えた。

平成28(2016)年度から2つの専攻となったが、これらの教育課程については旧教育課程を基にしていること、また文部科学省からの指摘を盛り込んでいることから、現状における課題は生じていない。なお、平成28(2016)年度入学生が卒業する平成30(2018)年度末までに教育課程及び科目配当年次等の見直しを実施し、より一層教育の充実を図っていく。それに伴い、平成29(2017)年度から学科長を中心とした教育課程見直しプロジェクトチームを学内に設置し、「教育の目的」「人材養成の目標」「学修成果」「三つの方針(ポリシー)」「教育課程」の検討・見直しを行っている。

放送授業、メディアを利用して行う授業は、本学でも将来的な導入に向けて平成27(2015)年4月に規程の改定を行ったが、本学開設科目の導入実績はまだない。今後、学生の利便性の向上や教育内容のより一層の充実を図るため、対象科目の選定・検討等を行い、実施体制の整備を進めていく。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学の教養教育については、総合教育科目の5つの区分のうち「キャリア開発教育科目」を除く4つの区分(「一般教養科目」・「現代社会の理解」・「文化や言語の理解」・「専門基礎教育」)に配置された科目によって実施している(詳細は、基準Ⅱ-A-2(2)①(ア)総合教育科目を参照)。

教養教育に関する科目の新設や改廃等は、短大教養教育専門部会、並びに本学と併設する東京福祉大学の全学教養教育専門部会を中心に短大教務委員会、短大カリキュラム編成専門部会で検討・審議し、最終的に短大教授会の議を経て決定している。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

「一般教養科目」では、「乳幼児の脳機能」・「レクリエーション理論」等、保育及び幼児教育の専門教育に関連した科目を選択科目として開設している。

「現代社会の理解」では、こどもの専門家としての倫理観を養い、こどもの人権に対する正しい認識と人権擁護について理解させるために「人権教育(こどもの人権を含む)」を必修科目としている。また、「法学(憲法を含む)」・「ボランティア論」・「少年と犯罪」・「ジェンダー論」の4科目は、現代社会を取り巻く様々な問題への理解を深化させる科目として、また保育士資格取得のための選択必修科目としている。

「文化や言語の理解」では、国際化と様々な異国の文化を理解することを目的とし、「アメリカの文化と言語Ⅰ」を必修とするとともに、近年在留者が増加している中国及び韓国のそれぞれの文化や言語を学ぶ科目を選択科目として開設している。

「専門基礎教育」では、現代社会における社会福祉の全体像を把握する「社会福祉」と「児童家庭福祉」、保育・子育ての本質や目的を学ぶ「保育原理」を必修科目としている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果のみに着目した測定・評価は現時点では行っていないが、他の教育活動と同様に科目レベル、教育課程レベル、機関レベルのPDCAサイクルによる自己点検・評価によって総合的に判断している。科目の新設や改廃等の改善については、(1)で記したように短大教養教育専門部会、並びに本学と併設する東京福祉大学の全学教養教育専門部会を中心に短大教務委員会、短大カリキュラム編成専門部会で検討・審議を行っている。

併設する東京福祉大学で教養科目の新設や改廃等があった場合、本学の総合教育科目でも同様の措置を行っている。近年では、次に挙げる科目を新設している。

- 平成28(2016)年度：「多文化理解入門」・「文章表現Ⅱ」・「文章表現Ⅲ」
- 平成29(2017)年度：「ヒューマンライフとサービス」
- 平成30(2018)年度：「保育者能力開発演習Ⅰ」・「保育者能力開発演習Ⅱ」・「会計学入門」・「経営学入門」・「生活の中の福祉」
廃止した科目は次の通り。
- 平成30(2018)年度：「キャリア基礎演習Ⅰ」・「キャリア基礎演習Ⅱ」・「キャリア開発演習Ⅰ」・「キャリア開発演習Ⅱ」

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学では平成30(2018)年度入学生（通信教育課程では平成33(2021)年度入学生）を最後に「こども教育・保育専攻（3年制課程）」を廃止し、当該専攻の学生が卒業した後、「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」のみとなることを決定している。2年間の教育課程で保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の両方を取得する場合、短期間で多くの卒業必修科目及び資格・免許必修科目を履修することになり、多くの教養科目（選択科目）を開設していても実際には履修者がいない科目が出てくる可能性がある。今後、社会や学生のニーズを十分に考慮しながら、教養科目の見直しを行う必要がある。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

本学の専門教育科目では、卒業後に「こどもの専門家」としての社会的ニーズに応えられるよう保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状（3年制課程のみ）を取得するための教育課程を編成している。また、その「こどもの専門家」の土台作りとして「専

門基礎教育」を、専門性を深めるための「現代社会の理解」等を総合教育科目内に開設している（詳細は、基準Ⅱ-A-2(2)①（ア）総合教育科目、（イ）専門教育科目を参照）。

また、取得する資格や免許状を生かせる職業への接続を図るため、職業教育として総合教育科目内に「キャリア開発教育科目」という区分を設けている。その中で、大学生や社会人にとって必要な基礎的知識を習得するとともに「こどもの専門家」としての職責を担う土台作りをするため「基礎演習Ⅰ」・「基礎演習Ⅱ」（1年次必修・通信教育課程は選択）を開設している。また、2年次及び3年次では、保育者として必要とされる専門知識や技術を総合的に学びつつ、保育者として働くことの意義や就職へのアドバイス、就職試験や面接試験の対策、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目的とした「キャリア開発演習Ⅰ」・「キャリア開発演習Ⅱ」を開設している。

教育課程外ではあるが、就職支援室、教職課程支援室が就職活動に関する講座を開設し、受講できるようにしている。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

職業教育の効果については、資格・免許状の取得状況や就職状況等を通じて測定・評価している。また、短大キャリア教育専門部会や就職支援室を中心に、社会や学生のニーズに対応できるよう常に職業教育の改善に取り組む体制が整っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現代社会では、保育士や教員の離職率の高さが問題視されており、本学の卒業生の卒業後の状況を把握するために、定期的に就職先や卒業生からのアンケートを実施し、職業教育や教育課程の改善等に役立てていく必要がある。

平成29(2017)年度に全学的な取り組みとして、総合教育科目内のキャリア開発教育科目の拡充が検討され、平成30(2018)年度から改編・新設した科目で職業教育の強化を図っていく。本学では、「基礎演習Ⅰ」・「基礎演習Ⅱ」の授業内容を改善し、また「キャリア開発演習Ⅰ」・「キャリア開発演習Ⅱ」を改編し「保育者能力開発演習Ⅰ」・「保育者能力開発演習Ⅱ」を必修科目として開設することになった。これらの科目を中心に、より一層充実した職業教育の実施を目指していく。

基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 入学者受入れの方針は学修成果に対応している。

本学の、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」は、次の通り示している。

入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

東京福祉大学短期大学部こども学科では、増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の

高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成を教育の目的としている。その達成に向け、双方向対話型の教育を実践している。レポートの作成やグループディスカッションを日々の授業に多く取り入れ、学生主体に学ばせながら「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけていく。

本学の入学者選抜試験では、こうした教育により、能力を伸ばせる学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、多様な入試方法で選抜試験を実施する。

一人ひとりが個性を伸ばしていくためには、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心が不可欠である。東京福祉大学短期大学部では、次に掲げるような専門家への適性を持つ方の入学を期待する。

- ①東京福祉大学短期大学部の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲
- ②本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意
- ③他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」

本学の「教育の目的」に定める学修成果は「(1)保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦力となる「こどもの専門家(乳幼児期)」としての能力、(2)保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力、(3)異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力を身につける」ことである。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)では、大学での専門家としての教育を受けることによって、こうした学修成果を達成するにふさわしい入学希望者の意欲と人間性を重視した内容となっている。

(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

学生募集要項の第一項目「(1) 募集について」において、前掲の「東京福祉大学短期大学部のアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)」を明示している。学生募集要項のページを開くと、最初に目に入る部分に入学者受入れの方針は示されており、本学の入学を希望する受験生に明確にその方針が伝わるよう工夫している。

(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確にしている。

「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」では、入学前の学修成果の把握・評価について、「読む力」「論理的思考力」「書く力」等の学問・研究に必要な基礎的な能力について入学者選抜試験を実施すると明示している。

さらに、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」には入学前の学修を促すため、「高等学校で学習しておくと思われる科目等について」明記している(表Ⅱ-A-④:高等学校で学習しておくと思われる科目等)。

表Ⅱ-A-④：高等学校で学習しておくとう望ましい科目等

力を入れて学習しておくとう望ましい事柄	主な科目例等
読む力、書く力、考える力を伸ばすこと	国語表現、国語総合など
パソコンで情報を収集し、レポートにまとめる力を伸ばすこと	国語表現、社会と情報、情報の科学など
時事問題、社会問題に関心を高めること	現代社会など

(4) 入学者選抜の方法(推薦、一般、AO選抜等)は、入学者受入れの方針に対応している。

本学の入学試験は、AO(Admissions Office)入試、推薦入試(学校推薦・指定校推薦・自己推薦)、一般入試(2科目型入試・3科目型入試・得意科目1科目型入試・小論文・面接型・センター試験利用型入試)、及び特別選抜入試(社会人・帰国生徒)の4つの選抜方法で実施している(表Ⅱ-A-⑤：入学試験選抜方法と試験科目・概要)。いずれの試験方法も「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、単に知識の有無を問う問題だけでなく、思考力・判断力・表現力等の受験者が持っている潜在的可能性を評価できるような記述式の問題が中心となっている。

AO入試では、事前にオープンキャンパスに参加することを条件としており、本学の教育内容や教育実践を理解し、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物で「本学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲」「本学の人材養成の目標に掲げる専門家になりたいという強い熱意」「他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」を持った者を求めている。そのうえで、出願前のAO入試エントリー登録日の事前面談等において、本学への進学意向や適性を確認するため、①オープンキャンパス(又は説明会)の感想等をまとめる「キャンパス体験レポート」の作成、及び、②自分で選んだ絵本(絵本の種類・内容は自由)を持参し、その絵本について自由に発表を行うことでこどもの専門家を目指す自覚を促し、さらに、本学を志望した動機や意欲、高校生活について質問する面談を行うことで、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」及び教育方針についての理解を深める機会としている。これらの過程を踏まえ、本学への入学を決意した登録者は、AO入試に出願をし、書類選考(必要に応じて面接)が行われる。

推薦入試においては、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物であることが出願・推薦の要件となることを募集要項に明記している。試験科目は小論文(指定校推薦除く)と集団方式の面接を課しており、これらの課題や面接方式も「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」及び教育方針に対応したものとなっている。また、特別選抜入試(社会人・帰国生徒)においても同様の選抜方法がとられている。特別選抜入試(外国人留学生)においては、試験科目に日本語筆記試験と集団方式の面接を課している。

一般入試における本学独自の試験問題作成にあたっては、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づく作問方針に留意し、問題を作成している。

表Ⅱ-A-⑤：入学試験選抜方法と試験科目・概要

入試方法	試験科目
AO入試	書類選考(必要に応じ面接)

		※事前登録あり（キャンパス体験レポート、面談）
推薦入試	学校推薦及び自己推薦	<p>①小論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日配付する課題文を読み、自分の意見を入れて論旨をまとめる（60分、600字～800字）。 <p>②面接</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して原則として受験者5名。1グループ30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。 <p>③書類選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査書は特記事項等を含み総合的に活用する。 ・日本英語検定協会または全国商業高等学校協会英語検定・TOEFL・TOEIC・GTEC for STUDENTSのスコア等は書類選考に加算する。
	指定校推薦	<p>①面接</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接委員2名に対し原則として受験者5名の集団面接。 ・各出身校から推薦された生徒であることを踏まえ、本学で模範となる学生として勉学に励んでもらえるよう、本学の教育理念や方針を理解する場として面接を実施する。面接では、志望理由、教育理念・教育方針、指定校推薦制度、将来の目標等について試問する。 <p>②書類審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査書は特記事項等を含み総合的に活用する。
一般入試	2科目型入試	国語総合(古文・漢文を除く)、 コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、 数学Ⅰ・A、 日本史Bより2科目選択 各科目100点
	3科目型入試	①コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ 200点 ②国語総合(古文・漢文を除く) 200点 ③選択科目〔日本史B、世界史B、現代社会、数学Ⅰ・Aより1科目選択〕100点
	得意科目1科目型入試	国語総合(古文・漢文を除く) コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ 数学Ⅰ・A より1科目選択 各科目100点
	小論文・面接型	<p>①小論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日配付する課題文を読み、自分の意見を入れて論旨をまとめる（60分）。当日の課題文は社会問題に関するテーマになる予定。 <p>②面接</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して最大で受験者5名。1グループ25～30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。

	センター試験利用型入試	【大学入試センター試験】 ①国語(近代以降の文章) 100点 ②選択科目 100点 [外国語(英語<リスニング>を含む)、地理歴史(日本史A、日本史B、世界史A、世界史B、地理A、地理Bから1)、公民(現代社会、倫理、政治・経済、『倫理、政治・経済』から1)、数学(数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学B、簿記・会計、情報関係基礎、工業数理基礎[旧教育課程履修者のみ選択可]から1)、理科(ア:物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎から2 イ:物理・化学・生物・地学から1 のアまたはイいずれか1)から1科目選択] 【個別学力検査】 実施しない
特別選抜入試	社会人 帰国生徒	①小論文 ・当日配付する課題文を読み、自分の意見を入れて論旨をまとめる(60分、600字～800字)。当日の課題文は社会問題に関するテーマになる予定。 ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は集団面接方式。面接委員4名に対して原則として受験者5名。1グループ30分程度の時間で、いくつかの質問を行う。 ③書類選考
	外国人留学生	①日本語筆記試験 ・本学に入学後、能力を伸ばしていくために必要な日本語力を確認するために実施する。(60分) ②面接 ・提出された出願書類を参考資料として面接を行う。面接方法は面接委員4名による集団面接で、いくつかの質問を行う。 ③書類選考

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

文部科学省より示されている「学力の3要素(①知識・技能の確実な習得、②(①を基にした)思考力、判断力、表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)」をふまえ、高等教育で十分な力が育成されているか、また、大学教育において高校までに培った力をさらに向上・発展させ、社会に貢献できる人材となっていくための本学での学びに適した力を持っているかを判断する大学入学者選抜を実施している。

本学では、入学を希望する受験生の潜在的な力を多面的・総合的に評価することによって、潜在的な力を見出し、大学教育において伸ばしていくことを目指している。そのため、学力試験においても記述式問題を中心とし、小論文や面接など多様な入試形態で入学者選抜を行っている。こうした選抜においては、①大学教育にふさわしい基礎的な力が育っているか、②論理的に思考し、学びの意欲・熱意をもって表現することができるか、③本学の学びの特徴であるグループディスカッションやプレゼンテーションにおいて主体的かつ協働的にまなぶことができるかを多面的・総合的に判断する大学入学者選抜を実施している。

また、大学入学者選抜の実施においては、入試日程ごとに実施細目を作成し、選考手順、選考方法、採点基準、選考基準を明確に示して実施しており、公正かつ適正に実施している。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

本学の授業料、その他入学に必要な経費は、「短大ホームページ」及び「短期大学部案内」、「募集要項」等において公表し、学内外へ表明している。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

本学で開催しているオープンキャンパスでは、個別相談コーナーを設け、入学希望者の相談に丁寧に対応している。

広報及び入試事務の両方を入学課が担当することで、学生募集から入学に至るまで入学課の職員が連動し、適切で効率の良い入学希望者への支援を行う体制を整備している。広報には入試についても深い知識が必要であり、願書の受付・入試の実施をする上でも、「出願以前から実際に入試事務に携わっている入学課職員が本人に出願方法、入試方法について説明する」、「本人の意向や状況を同一部署で把握していること」等が、入試ミス及び本人の希望とのミスマッチを防止する上でも重要と位置づけている。

入学試験の実施・運営は全教職員の協力を得て行っており、短大入試管理委員会によるマニュアルの作成及び事前打ち合わせによるマニュアルの徹底を綿密に行い、遺漏なく全受験者が公平に受験できるよう努めている。

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

通学課程に入学を希望する者からの問い合わせ対応及び入試事務、短期大学部案内、募集要項、各種リーフレット、短大ホームページのほか、業者の運営する進学者向けホームページ、情報誌等の問い合わせ対応等、入試・広報に関わる業務は、入学課が行っている。入学課では、入学希望者からの問い合わせに対し正確かつ丁寧に対応できるよう職員の課内研修を行っており、電話対応のほか、入学希望者が入学課窓口へ直接来学した際には、学科・授業カリキュラムの特徴、入試に関する事、学生生活に関する事等を説明し、キャンパス見学案内等、丁寧な対応を行っている。また、全国各地の主要都市で業者の開催する進学ガイダンスにも参加し、遠隔地に住む入学希望者への説明、入試相談対応も行っている。

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

本学では学生募集業務において、元高等学校長を採用して、募集業務担当者とともに毎年の短大紹介パンフレット改定期や重要な入試（AO入試、指定校推薦入試等）の募集開始前には、関東地区、甲信越・北陸地区、東北地区の高等学校長あるいは進路指導担当者を直接訪問して受入れ方針、アドミッション・ポリシー等の説明を行うことを基本方針としている。その際、指摘を受けた案件などは持ち帰り、短大入試管理委員会、教授会で検討し、次年度の改訂につなげている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、本学の「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」は、「募集要項」「短期大学部案内」「短大ホームページ」にそれぞれ明記しており、入学希望者だけでなく広く一般に本学の「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」を知ってもらう機会を設けており、

現状における課題は生じていない。

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学修成果は明確である。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学修成果に具体性がある。

機関レベルでの学修成果は、基準Ⅰ-B-2で説明している通り次の3つの能力の獲得である。

①保育・教育分野における様々なニーズに対応でき、即戦略となる「こどもの専門家（乳幼児期）」としての能力、②保護者・家庭・地域社会と連携し地域の子育て支援を担う「保育ソーシャルカウンセラー」としての能力、③異文化への理解をもち、国際化に対応できるこどもの専門家としての能力。

これら3つの能力の獲得のために教育課程レベルでは各学年及び Semester（学期）を次のように位置付けている。「こども教育・保育専攻（3年制課程）」1年次、及び「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次春期に、保育士及び幼稚園教諭としての専門基礎教育、異文化理解等の一般教養を高めるための基礎力を身につける。「こども教育・保育専攻（3年制課程）」2年次、及び「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」は1年次春期から2年次秋期にかけて、保育施設・幼稚園等での現場実習を通して実践力を身につける。「こども教育・保育専攻（3年制課程）」3年次、及び「保育・幼児教育専攻（2年制課程）」2年次秋期は、「こどもの専門家」としての応用力を培うとともに資格・免許を取得するよう科目を編成している。「履修要項」には、各学年次で学ぶべき授業科目・内容と必修単位数等を明示するとともに、資格・免許の取得のための履修モデルを分かりやすく掲載している。

科目レベルの学修成果は、「シラバス」の「学習目標」に示されており、授業展開及び授業内容には、各回授業の学修内容が示されているため、学生は学修内容と求められる学修成果を事前に確認することができる。

(2) 学修成果は一定期間内で獲得可能である。

基準Ⅰ-B-2(2)で説明している通り、こども学科の学修成果の具体的な達成指標として、資格・免許の取得者数及び就職率(保育・児童関連施設への就職比率)を掲げ、その実績を点検・確認している。

本学では、保育士資格は原則全学生が取得を目指すことが履修要項等に明記されている。幼稚園教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状（小学校教諭二種免許状は「こども教育・保育専攻（3年制課程）」のみ）は希望者のみとなっているが、大半の学生は幼稚園教諭二種免許状の取得を希望している。

平成26(2014)年度から平成29(2017)年度までの資格・免許状取得率及び卒業・学位認定率はいずれも高い水準を保っており（表Ⅱ-A-⑥を参照）、本学の就学期間である2年間又は3年間での学修成果獲得は十分に可能である。

表Ⅱ-A-⑥：資格・免許状取得率及び卒業・学位認定率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
				3年制課程	2年制課程

保育士資格	93.5%	100.0%	94.3%	96.7%	84.6%
幼稚園教諭	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
小学校教諭	100.0%	取得希望者なし	100.0%	100.0%	
卒業・学位認定	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 学修成果は測定可能である。

こども学科の機関レベルの学修成果は、就職率と資格・免許を活かした希望する就職先への就職実績により、教育課程レベルの学修成果は、資格・免許の取得状況、単位修得状況、学業成績・GPA、卒業要件により、授業科目レベルの学修成果は、シラバスで提示された学習目標に対する成績評価、学生による授業評価により、その成果状況の査定(アセスメント)を行っている。各授業・科目の成績評価は、シラバスに示された学習目標と成績評価の方法に基づき、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」に則り、A・B+・B・C・Fの5段階で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、GPA方式で判定している。

学修成果の測定において、基本となるデータは、セメスター(学期)ごとに作成される成績評価データであり、この成績評価のデータは、教務課において「GPA一覧」としてまとめられ、アカデミックアドバイザーに配付している。アカデミックアドバイザーは、「GPA一覧」より学業成績に問題のある学生への指導を行い、その指導内容は、アカデミックアドバイザーから学科長へ報告するというシステムが確立している。

「GPA一覧」には、学生別に各学年次の通算GPA及び入学時からのセメスター(学期)ごとのGPAが示されている。GPAは、それぞれの科目の成績評価を数値によって表すものであり、授業科目レベルの学修の達成状況を数値的に把握できるため、学生自身に学修の成果を客観的に把握させる良い指標となっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学修成果の達成状況は、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルの全てのレベルにおいて良好であると認識しており、今後も、学修成果の定期的な確認と査定を適切に実施し、学修成果の達成に向けて、共通理解の推進を図っていく。

基準Ⅱ-A-7 学修成果の獲得を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

本学では、教務課、就職支援室等の関連事務部署と連携のもと、学修成果を量的・質的データとして測定する仕組みを有している。具体的なデータは次の通り。

- 各セメスターにおける成績(GPA)分布：表Ⅱ-A-⑦
- 単位修得率：表Ⅱ-A-⑧
- 卒業生の通算GPA平均値：表Ⅱ-A-⑨
- 資格・免許の取得率：表Ⅱ-A-⑥

表Ⅱ-A-⑦：

平成29(2017)年度卒業生（3年制課程）の各セメスターにおける成績分布

評価		1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	3年 春期	3年 秋期	全体の 平均値
合格	A	65.4%	66.0%	66.9%	70.4%	62.3%	58.6%	66.0%
	B+	26.6%	25.5%	22.5%	20.6%	30.1%	29.3%	25.0%
	B	8.0%	7.5%	9.9%	5.5%	7.3%	10.4%	7.8%
	C	0.0%	1.0%	0.5%	3.5%	0.3%	1.7%	1.1%
不合格	F	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%

平成29(2017)年度卒業生（2年制課程）の各セメスターにおける成績分布

評価		1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	全体の 平均値
合格	A	47.9%	55.2%	51.4%	51.2%	51.8%
	B+	28.5%	31.0%	30.7%	35.4%	31.4%
	B	16.0%	7.3%	13.3%	12.8%	11.9%
	C	6.9%	6.0%	4.6%	0.0%	4.5%
不合格	F	0.7%	0.5%	0.0%	0.6%	0.4%

表Ⅱ-A-⑧：

平成29(2017)年度卒業生（3年制課程）の各セメスターにおける単位修得率一覧

単位取得 成績判定	1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	3年 春期	3年 秋期	全体の 平均値
合格 (A・B+・B・C)	100.0%	100.0%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%
不合格 (F)	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%

平成29(2017)年度卒業生（2年制課程）の各セメスターにおける単位修得率一覧

単位取得 成績判定	1年 春期	1年 秋期	2年 春期	2年 秋期	全体の 平均値
合格 (A・B+・B・C)	99.3%	99.5%	100.0%	99.4%	99.6%
不合格 (F)	0.7%	0.5%	0.0%	0.6%	0.4%

表Ⅱ-A-⑨：平成25年度卒業生～平成29年度卒業生の通算GPA平均値一覧

卒業年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
					3年制課程	2年制課程

GPA平均値	3.21	3.28	3.48	3.37	3.55	3.28
--------	------	------	------	------	------	------

また、在学生の学修状況については、アカデミックアドバイザーがセメスター(学期)ごとに担当する学生の授業科目別の履修状況及び成績評価、学修成果の達成度を確認し(補足資料1: 個別学習調査票)、休講期間中、及びオリエンテーション等で新学期の学修に向けての必要な指導(個別面談等)を行い、新学期の履修が円滑に進むようにしている。

特に成績が不良な者に対しては、個別面談を通して、成績不良に陥った原因を振り返らせ、授業中の態度、予復習の状況、アルバイトの状況等を確認させ、生活態度、将来の展望等を考えさせ、学修へ意欲を向けるよう指導している。本学では、成績不良者への具体的指導内容を文書で学科長に報告しており、教育課程の学修成果は、達成していると認識している。

補足資料1：個別状況調査票

東京福祉大学短期大学部

個別状況調査票

(平成29年8月23日現在)

学籍番号		氏名					
入学年度	年 (高校卒年)	専攻					
出身高等学校等 ()							
履修状況	修得済単位数	科目					単位
成績状況							
	1年春	1年秋	2年春	2年秋	3年春	3年秋	総合
A	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
B+	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
B	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
C	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
F	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
GPA							
保育実習の概況							
施設種別		施設名					
1.		1.					
2.		2.					
3.		3.					
教育実習の概況							
免許状種別		実習校名					
1.		1.					
2.		2.					
3.		3.					
出席状況							
<input type="checkbox"/>		90%以上 … 優 60%以上 … 可					
		70%以上 … 良 59%以下 … 不可					
本学生の履修状況・成績についてのコメント、そのほか学生生活などについて							
記入日	年	月	日	アカデミックアドバイザー氏名			印

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(1)に加え、次の方法及びデータによる学修成果の測定を行っている。

- 学生による自己評価：セメスター(学期)の終わりに実施している「学生による授業評価アンケート」によって学生自身が各科目の学修目標をどれだけ達成できたか自己評価する仕組みを整備しており、これらのデータを学修成果の向上に役立てている。
- 卒業生・雇用者への調査：基準Ⅱ-A-8を参照
- 短期留学への参加人数：表Ⅱ-B-②を参照
- 大学編入率：表Ⅱ-A-⑩
- 卒業後の就職率：表Ⅱ-A-⑪
- 卒業生の卒業後の就職先とその分布：表Ⅱ-A-⑫

表Ⅱ-A-⑩：大学編入率

卒業年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
					3年制課程	2年制課程
大学編入率	16.7%	0.0%	0.0%	8.6%	13.3%	7.7%

表Ⅱ-A-⑪：卒業後の就職率

卒業年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
					3年制課程	2年制課程
就職率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表Ⅱ-A-⑫：平成26年度卒業生～平成28年度卒業生の卒業後の就職先とその分布

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度			
							3年制課程		2年制課程	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
幼稚園・保育所等	16	51.6	20	62.5	17	53.1	18	69.2	6	54.5
児童施設	5	16.1	2	6.3	1	3.1	2	7.7	1	7.7
障がい児施設	1	3.2	1	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
高齢・障がい者施設	0	0.0	0	0.0	3	9.4	5	19.2	0	0.0
法人一括	0	0.0	3	9.4	3	9.4	0	0.0	0	0.0
公務員	0	0.0	1	3.1	2	6.3	0	0.0	0	0.0
社協・事業団	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公立学校	1	3.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
病院	1	3.2	0	0.0	2	6.3	0	0.0	0	0.0
一般企業	7	22.6	5	15.6	4	12.5	1	3.9	4	30.8
合計	31	100.0	32	100.0	32	100.0	26	100.0	11	100.0

(3) 学修成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

学修成果の量的・質的データ（(1)及び(2)で上げたデータ）は、自己点検・評価報告書を通して全教職員によって確認及び評価し、それを短大ホームページの「情報公開・自己点検報告」欄にて公表している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現時点では「学生の業績の集積（ポートフォリオ）」「ルーブリック分布」「在籍率」「卒業率」の4観点による学修成果の測定・評価は行っていない。在籍率及び卒業率についてのデータ作成は容易であり、次年度以降の報告書に盛り込み評価することはできるが、学生の業績の集積（ポートフォリオ）やルーブリック分布等に関しては今後検討を重ねていく必要がある。

基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

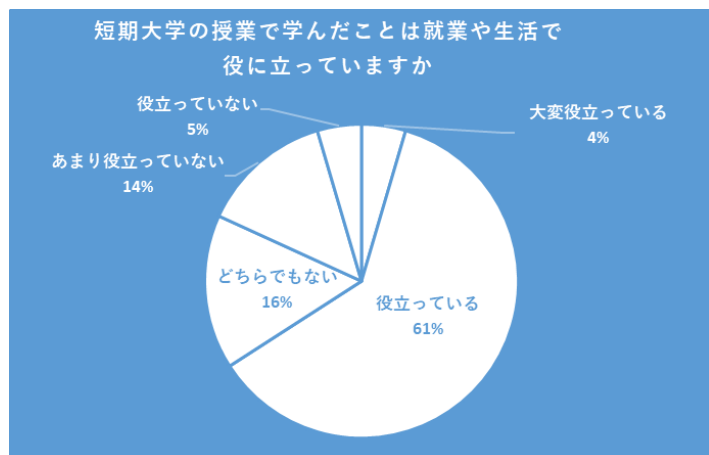
進路先からの評価の聴取は、就職支援室が中心となって従来通り実施し、学修成果の確認に役立てている。

卒業生の状況把握に関しては、平成29(2017)年11月26日に卒業生に対するフォローアップ等を提供する場として、併設する東京福祉大学と合同で「第2回卒業生ホームカミングディ」を実施している。当日は短期大学の卒業生も複数名出席し、短期大学の教員と近況報告や情報交換などを行った。

(2) 聴取した結果を学修成果の点検に活用している。

平成29年(2017)年度に、卒業後調査への協力を承諾した平成26(2014)年度、27(2015)年度、28(2018)年度卒業生を対象とした「東京福祉大学短期大学部こども学科：第1回卒業生アンケート」として、①カリキュラム及び授業内容に関する評価、②キャリア教育・支援に関する評価の2点について質問紙調査を実施している。

①カリキュラム及び授業内容に関する評価

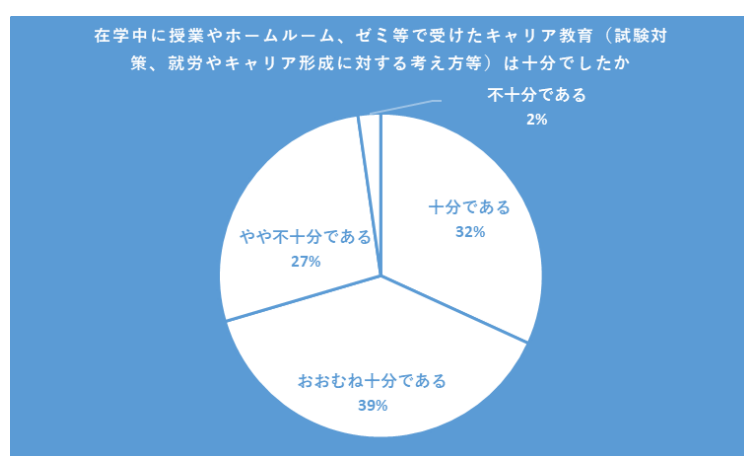


「授業で学んだことが現在役立っているか」という質問に対して、回答者のうち65%が、役に立っている・大変役に立っていると回答した。在学中の学びに関する自由記述回答では、科目等での学びについて「基礎的な理解(7名)」、「こども・保護者との関わり(4名)」「ピアノの技術(4名)」、「制作実践(3名)」、「障害児対応(3名)」等が、就職後も保育現場で

活かせていると感じている。また、グループディスカッションや発表を行う授業を通じて「自分の意見を言える、自分で考えて行動できる(2名)」や、高校までの学びと大学での学びの違いから「視野が広がった(1名)」と回答した卒業生もいた。

一方で、「在学中にもっと学びたかったことがあるか」という質問では、70%以上が「ある」と回答した。具体的には、「障害・気になる子(5名)」、「遊び・制作等の実技実践・指導法(5名)」、「ピアノ(4名)」、「乳児保育(4名)」等が挙げられた。さらに、「卒業後のリカレント教育の必要性」に関する質問では、約65%が「必要である」と回答している。以上のことから、本学での学修に対して概ね満足しながらも、就業することでより具体的な知識・技能の獲得や現代的課題についての学び直しの必要性を感じていることを確認できた。

②キャリア教育・支援に関する評価



「在学中に授業やホームルーム、ゼミ等で受けたキャリア教育(試験対策、就労やキャリア形成に対する考え方等)は十分であったか」という質問に対して、回答者のうち71%が、十分である・概ね十分であると回答した。十分であると感じている卒業生からは、「ゼミ教員やアカデミックアドバイザーに実習や卒業に向けての対策を相談

できた(4名)」、「就職支援室の対応(4名)」、「人と話す・意見を言う・話し合う力がついた(3名)」、「ゼミでの活動(3名)」が良かったという意見があった。また、さらなる改善のために必要なことについて、「就職することへの不安への対応(先輩の話など)(1名)」、「保育以外の就職への情報(1名)」、「群馬県外の就職資料(1名)」、「群馬県私立幼稚園協会統一試験・公務員実技試験対策(1名)」、「就職後に職場での問題を抱えた時に相談できる職員(1名)」、「実際に作った保育教材(1名)」が挙げられた。

また、「在学中に受けたキャリア支援(就職に関する支援)は十分だったか」については、回答者の92%が十分である・概ね十分であると回答している。「十分である」と回答した者は、迅速に、丁寧に、親身になって対応してもらえたと自由記述が多く見られた。

一方で、キャリア教育において不十分な点については、「キャリア教育について記憶・印象に残っていない(5名)」、教員によってゼミ活動がバラバラであるという組織体制に関する記述や、希望したゼミではなかったという「ゼミ活動(2名)」、また「ホームルームをより充実させて欲しい(2名)」といった意見が挙げられた。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、保育・教育の現場は離職率の高さが社会問題視されており、本学卒業生の卒後の状況を把握し、教育課程の整備・充実やキャリア教育・支援にフィードバックしていく必要がある。第1回卒業生アンケート調査結果を踏まえた今後の課題は、次の3点である。

①カリキュラムについて

アンケート自由記述で上位に挙げた「障害・気になる子」、「遊び・制作等の実技実践・指導法」については、各科目での充実を図る。特に、個別のニーズに対応できる保育者育成に向けて発達障害や気になる子に関する内容は、特定の科目だけではなくそれぞれの保育内容で取り挙げていき、体系的に学修できる機会を設けていく。

②就労への動機付けについて

5年連続で就職率100%（就職希望者）を達成していることから、これまでのキャリア教育・キャリア支援の取り組みにより、一定の成果を得ている。一方で、第1回卒業生アンケート調査において、就業1～3年目の対象者合計における転職率は20%であった。自らの就労の動機付けやキャリア形成といった「生き方」について就学期間中に考える機会を設ける必要性が認められた。今後は、基礎演習Ⅰ・Ⅱ（1年次必修）の中で充実を図っていく。

③リカレント教育の充実について

一般市民向けの公開講座だけではなく、保育職や支援施設従事者を対象としたフォローアップセミナー等の必要性を確認できた。卒業生のニーズとしては、1) 大学教育で扱った知識・技能の再学習、2) 同業種同士が自らの実践について語り合う場の設定、3) 先端課題に関する知識・技能習得が上位を占めていた。就業年数別、習熟度別のセミナーや、多様なキャリア混在型によるワークショップなどの企画の実現に向けて検討していく。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

[区分]

基準Ⅱ-B-1 学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 教員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価規準により学修成果の獲得を評価している。

教員は、シラバスの「成績評価の規準と評定の方法」欄において、具体的な成績評価規準を提示し、その評価規準に基づき、学修成果の獲得状況を評価している。

② 教員は、学修成果の獲得状況を適切に把握している。

学修成果の獲得状況について、自己点検・評価報告書 基準Ⅱ-Aや短大キャリア教育専門部会による就職状況報告書、卒業判定会議におけるGPA数値や資格・免許の取得状況などにより適切に把握している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

各学期末には全科目において「学生による授業評価アンケート」実施している。10項目からなる評価基準が5段階で評価され教務課によって集計される「授業評価票A」と、直接教員にコメントを書く「授業評価票B」の2種類がある。

「授業評価票A」は、教務課によって速やかに集計され、その結果を各教員に報告している。また、全教員・全科目の学生評価は、図書館で閲覧することもできる。「授業評価票B」は、教員に無記名で提出するため、学生の率直な意見・感想を把握することができる。

各授業科目の担当教員については、「学生による授業評価アンケート」の結果を踏まえ、学科長による授業・教育方法の改善に向けた指導に活かされている。

④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

専任教員の研究室は、4号館にほぼ集中しており、意思疎通及び協力体制の環境が整っている。また、平成29(2017)年度は、各セメスター終了後に科目責任者への「担当科目実施報告書」を提出するとともに、「同一科目担当者協議会」を10月及び3月に実施しており、科目担当者間での意思疎通及び協力・調整の体制は十分に整っている。

⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

自己点検・評価報告書の作成は、本学専任教員全員が携わっており、自己点検・評価報告書に記載されている教育目的・目標の達成状況は全員が把握し、評価している。

⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学では、クラス担任としてのアカデミックアドバイザー制度、個別指導を行うゼミ制度の二体制で学生指導を実施している。また、必要に応じて各委員会や専門部会の教員による指導や支援も行われており、学生支援の体制は充実している。

(2) 事務職員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学修成果を認識して、学修成果の獲得に貢献している。

学生個々の履修登録状況(資格登録を含む)、出席状況及び学業成績の管理を通して学修成果を認識している。

学生が年度初めに提出する履修登録(資格登録を含む)の管理、春期及び秋期に実施しているオリエンテーション時の履修指導(履修相談を含む)、資格取得(保育士資格、教員免許)にかかる実習及び資格申請の事務的業務など学生支援を通し、学生の学修成果の獲得に貢献している。

② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生の履修登録科目の成績管理、資格登録状況を把握するとともに、学生による授業評価アンケート結果を集約し、科目ごとの学修成果の達成状況を把握している。また、就職支援室の職員による就職相談(就職指導を含む)、教職課程支援室及び福祉専門職支援室の職員による実習相談(実習指導を含む)を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

学生に対して履修及び卒業に至る支援はできている。事務職員の子な支援は次の通りである。

- A) 年2回(春期・秋期)のオリエンテーション時における教員との協働による履修指導(履修相談を含む)
- B) 2回以上、授業を欠席している学生に対して、授業担当教員とアカデミックアドバイザーと協働して対処。具体的には授業出席状況報告書(授業担当教員が作成)及び学生指導報告書(アカデミックアドバイザーが作成)を通じてアカデミックアドバイザーが迅速な指導を実施し、事務職員は、学生の学修状況、出席状況を把握。
- C) 経済的理由等により修学が困難な学生に対して、授業料の延納措置や学内外の奨学金制度の紹介及び相談等を実施。
- D) 就職試験や教員採用試験に必要な各種証明書の発行。
- E) 卒業判定会議における卒業年次生の判定資料の作成。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 文書取扱規則」第31条(重要文書の保管)及び同規則別表第3号(保存期間による文書の分類)第1類第30号により、学生の成績管理は永年保存と定められており、学生の成績記録は、教務課において整理保管している。

(3) 教職員は、学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館(以下、「図書館」という。)には、専任職員3名(うち司書2名)、臨時職員3名の合計6名が図書資料の管理と学生の学修の支援にあっている。学生がより質の高い研究成果を上げることができるよう、学生が図書館を活用する際には、図書館職員が図書や論文の探し方等の支援にあっている。

通信教育課程のスクーリングが開催される日は、土日・祝日を含め、原則として20時まで開館している。また開館中は所属(通学課程・通信教育課程、教職員等)に関わらず、いつでも利用することができる。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

レポート作成や実習準備等に図書館を利用すること、必要に応じて図書館職員に相談し、課題を進めること等を指導している。また、学修・研究に必要な図書の購入希望を図書館に対して行っている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

学内には情報処理学習室が3か所あり、2か所は授業で使用していない時間帯は自由に使用でき、残りの1か所は常時自由に使用できる環境である。教員は、「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「保育・教職実践演習」等、グループ研究又は個人研究を主とする授業では、図書館や情報処理学習室を積極的に活用している。

④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

平成27(2015)年度から、通学課程全学生に対して、コンピュータ利用のためのログインアカウントの発給・運用するシステム構築を行っている。また、平成28(2016)年度からは、アカウント管理対象を通信教育課程の学生にも拡大し、運用を行っている。

平成30(2018)年度始めより、学内の学生用コンピュータ端末のOSを全て、Windows 10へアップグレードして運用を開始した。平成29(2017)年は、このための準備作業及び試験環境による動作実験などを実施し、年度末を期して一斉に全端末へのアップグレードを実施している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

教職員の情報リテラシーの向上と情報セキュリティに対する意識啓発のために、教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供及び研修会・講習会を適時実施している。メールによる情報提供では、主に緊急性の高いコンピュータウィルスに対する注意喚起等を行っている。研修会・講習会等は、本学と併設する東京福祉大学の教職員全員が出席し毎週木曜日に実施している全体ミーティング等を活用して行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく課題を記述する。

本学が活用している教育資源の多くは、同一敷地内に併設する東京福祉大学との共有資源であるため、単独短期大学と比較し、施設設備は充実している。教育資源については、併設

する東京福祉大学保育児童学部と共用する部分が多く、双方連携して教育資源の効果的な活用を図っている。また、教員に関しても併設する東京福祉大学と同一、或いは隣接、又は関連する教育研究分野の専門的な知識や技術を相互共有することで、本学の教育力が向上するよう、さらなる連携を強化していく。事務職員については、SD活動を通して、職員としての資質と能力の向上を図り、教員と連携して学生一人ひとりの学修成果の獲得に向けての支援を充実させていく。

基準Ⅱ-B-2 学修成果の獲得に向けて学修支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 入学手続きに対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

本学では、学内外に向けて短大ホームページや短大パンフレット等で授業や学生生活についての情報提供を常に行っている。

(2) 入学者に対し学修、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

新入生が大学生としての学修、学生生活をスムーズに移行できるように、新入生を対象としたオリエンテーションを授業期間が始まる前に行っている。具体的には、学科長による大学生としての心構えについての講話のほか、各教員の自己紹介を行い、本学の授業方針やゼミ活動、学生生活に関する注意事項(飲酒、セクシュアル・ハラスメント、薬物乱用情報リテラシー等)、履修科目の登録方法、取得可能な資格やその取得手続き等について詳細な説明を行っている。これに加えて、授業開始後も、ゼミ活動やホームルーム、オフィスアワーの時間を使って、授業や学修に関することから、生活上の問題や悩み事等、学生からの様々な相談に個別に対応することによって、入学者の学生生活への適応をサポートしている。

(3) 学修成果の獲得に向けて、学修の動機付けに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

科目の選択及び履修指導を、各学期の開始前に実施しているオリエンテーションにおいて、アカデミックアドバイザー及び教務課職員によって行っている。

その後の指導として、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員により学修支援及び生活支援を丁寧に行っている(アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員の詳細に関しては(4)に記載。)

アカデミックアドバイザーは、学修の進め方、履修に関する相談対応等のほか週1回一コマ90分のホームルームを行っている。ゼミ担当教員は各学年名2~4名の学生を受け持っている。アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員は、日常的に各学生の学修上の悩み等を含めた相談に面談、電話(Skypeを含む)、メールで応じている。特に、平成21(2009)年度から始まったゼミ制度は、少人数の学生を対象に毎週30~90分間行われており、学生にとっては、各ゼミ担当教員から授業を超えた専門的な学びを得る機会になっている。同時に、教員にとっては、ゼミを通して毎週学生一人ひとりの様子を直接確認することができるため、学修上や生活上での問題が生じる前の段階で学生の異変に気づき、アカデミックアドバイザーとの連携のもと支援にあたることができる。

(4) 学修成果の獲得に向けて、学生便覧等、学修支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。

入学時に「履修要項」を全学生に配付している。この履修要項には、「授業について」「履修科目の登録について」「履修について」「こども学科のカリキュラムについて」「キャリア支援教育について」「取得できる資格」「保育士資格の取得について」「教育職員免許状の取得について」「学則」等、卒業までに必要な学修上の全ての事柄を詳細に記載しており、オリエンテーションやホームルームにおける学生指導に活用されている。

「学生生活の手引き」には、「学生生活に関係の深い学内事務組織」「学生生活に関する事項」「健康管理」「学生相談」「各種証明書・届出・願出」「奨学制度」「アルバイト」「学生総合補償」「外国人留学生」「就職(就職支援室・教職課程支援室)」「東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館」等について学生生活支援に関する事項を詳細に記載している。

また、春期オリエンテーションでは、その年度の「シラバス」及び「授業日程」を配付している。シラバスは初回授業に必ず持参するよう指導し、各科目担当者から科目概要を説明している。また、「授業日程」には開講科目の曜日・時間割だけでなく、使用教科書一覧及び科目担当者のメールアドレスも記載している。

実習に関しては、それぞれ「保育実習の手引き」「幼稚園教育実習の手引き」「小学校教育実習の手引き」を配付している。これら手引きには、実習先の開拓から実習終了までの流れを詳細に記載している。卒業学年になる直前には、「就職の手引き」を配付し、一般企業、福祉施設、教育関係、医療分野、公務員採用試験など、それぞれの就職活動時期や方法などを記載しており、ホームルームにおいてこの冊子を使って就職支援室の職員から就職活動の進め方について丁寧な説明を行っている。

(5) 学修成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

現在、学力不足の学生のみを対象とした厳密な意味での補習授業は実施していないが、全学生に対し、既存の複数の必修科目内において社会に出る上で必要な知識や能力を高めるよう努めている。具体的には、1年次の授業科目に、その後(2年次・3年次)の授業科目の基礎学力となる文法や語彙選択等の文章能力を補うための「文章表現」を配置している。さらに、1年次では、春期・秋期の2 Semester(学期)を通して「基礎演習Ⅰ」と「基礎演習Ⅱ」の2科目を設け、大学生としての基礎学力、自己表現力、コミュニケーション能力等の養成を行っている。

また、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」(第9条 具体的授業方法)に示されている「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」を取り入れた教育方法を通して、学力不足の学生については知識の不足部分を補い、優秀な学生は他学生を援助することで、より確固たる知識の習得ができるよう努めさせている。

(6) 学修成果の獲得に向けて、学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

平成25(2013)年度以降、学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を次の通り整備している。

■ オフィスアワー

授業時間以外に学生が教員の研究室を訪れ、直接指導を受けることができる時間を各教員週3時間以上設けている。授業内容についての質問や、レポート指導等を受け、学修内容の理解を深めている。

■ アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員による支援

本学では、学生にきめ細かい指導を行うためにアカデミックアドバイザー制度とゼミ制度の二体制により学生支援を行っている。アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員には、それぞれの役割があるとともに、相互に協力連携して支援にあたっている事項もある。

A) アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員それぞれの役割

<アカデミックアドバイザー>

アカデミックアドバイザーは、担任及び学業相談員として、学生の学修が円滑に進むように次のような相談及び指導、支援を行っている。

- ①ホームルームの担当(保育・教育実習等オリエンテーションの調整、就職オリエンテーションの調整等を含む)
- ②春期・秋期オリエンテーション実施(履修指導・時間割作成・履修登録届作成等)
- ③各学年担当のイベントのとりまとめ(赤城山宿泊研修、クリスマス会、七夕会、卒業レポート発表会)
- ④履修カルテのとりまとめ
- ⑤学業成績通知書配付等
- ⑥個別状況調査票の作成等

アカデミックアドバイザーは、これらの内容を週1回行われるホームルームの中で指導にあたり、必要に応じて臨機応変に個別指導等を行っている。

<ゼミ担当教員>

本学では学生の学業等、学生生活全般が円滑に進むように、少人数編成によるゼミ制度を設けている。ゼミは、各教員が各学年2～4名程度の学生を担当し、週1回、30～90分程度実施している。主な指導内容としては、①履修カルテの作成の指導、②学修及び生活指導である。

B) アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員による連携支援

アカデミックアドバイザー及びゼミ担当教員が、随時学生についての情報共有を行いながら個々の学生のニーズに合わせた指導を行っており、キャリア支援を必要とする学生、学修成績不良及び生活不良の学生については、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員が連携して指導と支援を行っている。特に注意が必要な学生については、アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員のほか、複数の教員が連携して、よりきめ細かい指導を行っている。

C) 成績指導及び実習指導について

①成績不良者への指導について

GPAが2.0を下回る学生については、各学期(春期、秋期)における成績表配付の際に、個別

に成績指導及び履修指導を行っている。また、本学の特徴として授業を2回以上欠席した場合には、授業科目の担当教員から授業出席状況報告書が提出されるため、アカデミックアドバイザーが欠席理由を確認し、その都度、指導を行っている。GPAが2.0を下回る学生は、出席不良になることが多いため、成績配付時だけでなく年間を通して5～6回の指導を行っている。

②幼稚園教育実習及び保育実習の巡回指導について

幼稚園教育実習及び保育実習の巡回指導については、本学専任教員が分担してあたっている。実習の際に何か問題が生じた場合は、まず、福祉専門職支援室・教職課程支援室へ連絡を取り、その後、実習指導教員、ゼミ担当教員、アカデミックアドバイザーが協力して対応している。

■教務課窓口

教務課では職員が学生生活全般に関する次のような相談・手続きを受け付けている。

- ・履修登録に関すること
- ・サークル活動に関すること
- ・奨学金に関すること
- ・入学後の経済的な問題に関すること
- ・成績、卒業証明書等の発行に関すること
- ・学割の発行に関すること

■学生相談室

勉強、進路、将来、友人関係等に関する次のような不安や悩みを抱えた学生を、臨床心理士が面接してサポートしている。

- ・対人関係(家族・友人・恋愛等)に関すること
- ・心身の健康に関すること
- ・学業(授業についていけないなど)に関すること
- ・実習(不安や心配ごと)に関すること
- ・サークルや課外活動に関すること
- ・進路や将来に関すること

■保健相談室・保健管理センター

保健相談室・保健管理センターでは、看護師・養護教諭による健康に関する相談を行っている。また、学内で気分が悪くなったときや怪我をしたとき等、健康面から学生生活を支援している。

(7) 学修成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学修支援の体制を整備している。

通信教育課程の学生に対する学修支援・教育相談は、通信教育課職員による面談、電話(Skypeを含む)、ファックス等による個別相談と、スクーリング授業における授業担当教員による個別相談に委ねている。なお、平成28(2016)年9月より通信教育課程のWeb履修システム

「TUSW. C. E-Web」を開設し、インターネットによる個別相談を可能としている。相談内容は、通信教育課で受け付けを行った後、各科目の担当教員に渡され、担当教員から回答が届き次第、学生に返却している。

通信教育課で電話・窓口対応をした相談や問い合わせの主な内容は、事務手続きに関する質問、取得する資格・免許に関わる相談、履修全般の相談等である。実習に関する問い合わせや相談は、福祉専門職支援室、教職課程支援室で受け付けて回答している。問題が深刻かつ複雑な内容である場合やクレーム等である場合は、別途報告書等で教員や事務局、短大通信教育委員会等へ上げられ、対応を検討し、フィードバックする流れとなっている。

本学の通信教育課程では、学生が自宅学修を円滑に行えるよう春期・秋期の各入学時期に年間6回、大学・短期大学部合同のオリエンテーションを行い、通信教育の意義、学修の心構え等について教員が講話を行った後、通信教育課より履修方法、成績評価、単位認定、各種手続き方法、レポートの書き方、スクーリング授業のとり方、実習の進め方、費用の納入方法、短期研修等についての詳細説明と進路の希望や取得を希望する資格・免許等に合わせた履修相談に応じている。来校できない学生に対しては、通信教育課の職員が電話で相談に応じている。

通信教育課の電話対応時間は、下表(表Ⅱ-B-①：通信教育課 学生電話対応受付時間)に記載の通りであり、スクーリング授業の開講期間以外の通常日においては、火曜日から金曜日までは午前10時00分から午後6時00分、土曜日は午前10時00分から午後2時00分となっている。なお、月曜、日曜、祝日は電話受付休止日としている。

スクーリング授業開講期間中は、火曜日から金曜日までが午前8時45分から午後6時00分まで、土曜日は午前8時45分から午後2時00分まで電話を受け付けている。これに加えてスクーリング授業期間中は、通常なら電話受付休止日である月曜、日曜、祝日にも、午前8時45分から午後2時00分まで電話対応を行っている。いずれにおいても、昼休みの時間帯も、電話回線を閉じずに、通信教育課職員が電話での問い合わせに対応している。社会人学生は昼休みを利用して電話で大学に問い合わせをすることが多いため、学生の利便性を考慮した対応をとっている。

表Ⅱ-B-①：通信教育課 学生電話対応受付時間

曜日	受付時間・受付有無
火曜日から金曜日	午前10時00分から午後6時00分
土曜日	午前10時00分から午後2時00分
日曜日・祝日	受付休止(科目終了試験・スクーリング日は受付有)
科目終了試験日	午前8時45分から午前10時30分
スクーリング開講日 (火曜日から金曜日)	午前8時45分から午後6時00分
スクーリング開講日 (祝日・日曜日・月曜日・土曜日)	午前8時45分から午後2時00分
月曜日	受付休止(※直前の土曜日が入試の場合は午前10時00分から午後2時00分受付日とする場合有)

通信教育課程の学生が学修を進めるにあたり、年度初めに履修方法や各種手続きの方法が掲載されている「履修の手引き」、「履修登録」、「シラバス」、「年間スケジュール」等の冊子を、全学生の自宅に配送し、学生からの履修登録や履修内容等の質問等は、電話やファックス、又はWeb履修システムを介して通信教育課にて受け付け、随時対応を行っている。通信教育課、福祉専門職支援室及び教職課程支援室では、窓口対応も行っており直接来訪しての相談にも応じている。

オリエンテーションに参加できない遠方在住の学生のためには、電話対応のほかに「大学ホームページ」に通信教育課程の学生の専用サイトを開設し、履修関連の情報を掲載している。また、通信教育課程の学生が自宅において自学自習を効果的に進められるよう「シラバスの有効な使い方」をこの専用サイトに掲載し、学生自身が自立した学修を行えるよう支援を行っている。

履修途中での学生から教員あての学修内容に関する質問は、学生が「科目の学修内容に関する質問事項記入用紙」という名称の質問票に記入の上、郵便やファックス、又はWeb履修システムを介して通信教育課に送付する。通信教育課で受付処理をしてから担当教員に引継ぎ、通常1週間程度で教員からの回答が通信教育課を経由して質問した学生に返される。

また、主に科目の学修に関する専門的な内容から履修の進め方等の相談を中心に支援を行う、「学修アドバイザー」という相談員を置き、自宅等における自学自修を行う通信教育課程の学生が、学修を進める中で不安や質問が生じた場合や、一人では理解できないような問題が生じた場合に、電話やFAX、及びSkypeによるインターネットを介した対面面接により、質問・相談を行うことを可能としている。学修アドバイザーによる相談支援は、平成29(2017)年度は本学学生より、延べ74件(電話74件、Skype0件)による相談を40名の学生から受け付け、支援を行った。

年3回から4回程度発行される学生向けの機関紙「東京福祉大学通信」では、学修アドバイザーによる相談を受け付けていることを周知するとともに、学修や各種手続きに関する情報、科目ごとの学修のポイント、実習実施の際の留意点、毎月の学事情報、国家試験受験情報・体験記、事務局からの連絡事項等を掲載し、印刷授業だけでは不足しがちな学修の情報を補っている。

(8) 学修成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学修上の配慮や学修支援を行っている。

機関レベルでは進度の速い学生や優秀学生に対する支援体制は整備していないが、科目レベルでは課題の内容等で個別対応を行っている。

また、短大キャリア教育専門部会長から卒業生の離職率を減らすために公務員保育士への合格者数を増やしていく方針が示されたため、優秀学生には積極的に公務員試験(保育士)を受験することを推奨している。公務員試験対策については、全学的に対策講座を実施している。平成27(2015)年度は、4名の学生が公務員試験(保育士)を受験し、うち1名が臨時採用されている。平成28(2016)年度は、4名の学生が受験し、うち2名が正規採用された。

(9) 必要に応じて学修成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。

■外国人留学生入学試験の実施

本学こども学科への外国人留学生受入れのための入学試験として、毎年、複数回の留学生特別選抜入試を実施している。留学生特別選抜入試では、小論文、面接、書類選考を実施し、内容を総合的に評価して合否を判定している。これまでに、日本在住の外国籍の学生が留学生特別選抜入試にて平成24(2012)年度に1名入学している。

■外国からの短期留学生の受入れ

本学では外国からの短期留学生の受入れも行っている。これまでに本学こども学科では、平成26(2014)年度に台湾の櫻前線日本語学校より40名の生徒を受入れている。このとき、併設する東京福祉大学の日本語授業や学部授業の受講のほか、本学こども学科では、国際交流や日本文化を体験できる内容の学生交流会を企画し、実施している。

■海外研修の実施

学生が在学期間中にグローバルな視野を身につけられるよう「アメリカ夏期短期研修」「韓国秋期短期留学」「ベトナム冬期短期留学」などの海外研修を併設する東京福祉大学と合同で実施している。

各海外研修への参加は希望制であり、参加者の大半は併設する東京福祉大学の学生であるが、本学からは平成25(2013)年に通学課程の学生1名、平成26(2014)年に通信教育課程の学生2名、平成29(2017)年に通信教育課程の学生1名がアメリカ夏期短期研修に参加し、平成28(2016)年に通学課程の学生1名が韓国秋期短期留学に参加している(表Ⅱ-B-②:海外短期研修プログラムの参加状況を参照)。

表Ⅱ-B-②:海外短期研修プログラムの参加状況(渡航先別)
(東京福祉大学との合同参加人数)

	アメリカ		韓国		ベトナム	
	通学	通信	通学	通信	通学	通信
平成21年	13	4	—	—	—	—
平成22年	11	4	11	1	—	—
平成23年	33	7	—	—	7	0
平成24年	34	10	20	0	6	2
平成25年	35	6	—	—	6	0
平成26年	40	6	—	—	12	3
平成27年	31	5	—	—	—	—
平成28年	26	4	12	0	—	—
平成29年	20	2	—	—	—	—
小計	243	48	43	1	31	5
合計	291		44		36	

※ ー 海外研修を実施していない年度

(10) 学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学修支援方策を点検している。

平成27(2015)年度以降、毎年自己点検・評価報告書を作成し、学修成果の獲得状況の量的・質的データについて全教職員が確認している。これらのデータは本学の学修支援体制が概ね良好であることを示している。今後とも、自己点検・評価活動の一環として学修支援方策の点検を継続し、学生のニーズや状況に即対応していく。

(b) 自己点検・評価に基づく課題を記述する。

アカデミックアドバイザー制度に加え、本学独自のゼミ制度によって、学生の学修及び学生生活への支援体制を整備し、適切かつ手厚い支援を行っており、今後とも継続していく。

海外研修については、通学課程の学生の多くが保育実習期間と重なるため、これまであまり参加者がいない状況が続いている。やむを得ない事情であるため、1年生への広報活動の充実を図っている。

通信教育課程における学修アドバイザー制度の利用件数は、併設する東京福祉大学の社会福祉学部、教育学部及び心理学部の通信教育課程学生の利用者においても、学生数の1割未満と少ないことから、今後も引き続き周知を継続するとともに、通信教育課程の学生に対する学生サービスの質の一層の向上を図るため、インターネットを利用した事務手続きシステムの内容充実や、機関誌「東京福祉大学通信」の紙面内容を魅力ある内容に改善するなどし、学生支援体制の充実に努めていく。

基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。

学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)として、本学教授会と併設する東京福祉大学の学長の諮問機関である教育研究評議会の下に「全学教務委員会」・「全学学生支援委員会」を設置し、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題について検討、全学的な支援策を企画立案し、教授会で審議し実践している(本学では、本学教授会の下に「短大教務委員会」及び「短大学生支援委員会」を設置している。また、その委員会は、併設する東京福祉大学の各委員会と共同開催している)。さらに、「全学教務委員会」・「全学学生支援委員会」の下には、各種専門部会を設置し、学生の生活支援に関する個別の課題に対応した具体的な活動を行っている(本学でも同様の専門部会を設置し、併設する東京福祉大学の各専門部会と共同開催している)。また、日常における学生からの学修や生活に関わる相談や奨学金申請の手続き等については、教務課で受け付け、対応を行っている。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

本学では、併設する東京福祉大学と大学祭(東京福祉大学千輝(きらら)祭、以下「大学祭」という。)を毎年共同開催している。大学祭の開催にあたっては、原則1・2年生の有志の学生を構成員とする「千輝(きらら)祭実行委員会」を設立し、学生が主体となって運営をしている

るが、短大学生支援委員会や教務課職員が適宜助言や支援を行っている。

学生の課外活動支援として、併設する東京福祉大学と共同で活動する30のサークルの内8サークルの顧問を本学の専任教員が担当し、サークル活動の相談と支援を行っている。また、キャンパス構内には、サークル活動及び学生の課外音楽活動練習用として13のサークル室と音楽室をもつサークル棟を整備設置しており、講義室や体育館も課外活動で利用できるようにしている。また、空き教室等の情報を学生に公表し、学生の課外活動が円滑に行えるよう支援している。

平成21(2009)年度から学内行事として「七夕会」及び「クリスマス会」を毎年開催している。「七夕会」は「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」の2年生、「クリスマス会」は「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の2年生、「卒業レポート発表会」は「こども教育・保育専攻(3年制課程)」の3年生が企画・運営に携わっている。平成27(2015)年度の「七夕会」及び「クリスマス会」の様子は「短大ホームページ」及び「学内広報誌(Voyage)」でも紹介している。平成26(2014)年度からは全学年参加の「卒業レポート発表会」を開催している(平成29(2017)年度は、「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」について自由参加と変更)。平成27(2015)年度からは、司会進行や会場設営なども学生に行わせ、より学生を主体とした行事としている。

また、毎年、本学3年生が「全国保育士養成協議会関東ブロック協議会主催の学生研究発表会」に参加し、研究発表を行っている。平成25(2013)年度・平成26(2014)年度・平成27(2015)年度・平成28(2016)年度の研究発表内容は次の通りである。

- ・平成25(2013)年度：「児童虐待について～日本とアメリカ合衆国の比較研究」
- ・平成26(2014)年度：「跳動作未習得の幼児期前期における跳動作の観察的評価」
- ・平成27(2015)年度：「幼児期における跳躍動作の観察的評価」
「幼児における走能力と気持ちの関係」
- ・平成28(2016)年度：「保育者志望の短期大学女子学生の運動動作と運動動作に関する知識」

また、「保育表現技術演習」において作成した創作絵本の中から優秀と判断した作品を「第19回創作童話・絵本・デジタル絵本コンテスト」(NPO法人キッズエクスプレス21実行委員会主催)に応募した結果、本学学生(こども教育・保育専攻(3年制課程)3年)の作品が創作絵本部門において文部科学大臣賞を受賞した。(作品名：「リーゼントくん」)

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生のキャンパス・アメニティとして、本館1階にカフェテリア(学生食堂)があり、午前9時00分から午後7時00分まで営業している。カフェテリア(学生食堂)では学生がインターネットを使用できるようLAN配線を整備している。また、自動販売機を設置しており、営業時間外(原則として午前8時00分から午後8時00分)も利用可能としている。1号館1階の学生ラウンジには軽食喫茶のほか、自動販売機、学生用掲示板(アルバイト・ボランティア・催し物等)、カード式コピー機を設置している。

4号館1階、2階及び5号館1階にも学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、自動販売機(4号館1階は除く)、電子レンジ(5号館のみ)を設置している。

(4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。

本学では、開学以来、地域の活性化も視野に入れ、学生寮・宿舎等の施設運営は直接行っていないが、一人暮らしを始める入学予定者のために、女子学生会館、本学学生の専用マンション(男・女)を指定し、その案内を合格通知及び入学手続書類とともに送付している。また、大学案内等の請求者にも『伊勢崎キャンパスの学生会館・マンションのご案内』の案内を送付している。

【本学指定女子学生会館】

- ・大正寺女子学生会館
- ・実城女子学生会館

【本学学生専用マンション】

- ・東京福祉大学学生専用マンション(男子専用3棟・女子専用1棟)

(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。

通学のための便宜として、本学と最寄り駅(JR上越・北陸新幹線本庄早稻田駅・JR高崎線本庄駅・JR両毛線・東武伊勢崎線伊勢崎駅)の区間内で、一般乗り合いバスを無料スクールバスとして利用できる制度を導入している。基本的に通学には公共交通機関の利用を推奨しているが、公共交通機関による通学が困難な場合には自転車又は自動車による通学を許可しており、キャンパス内外に学生用駐車場約760台、駐輪場約340台(駐輪場は1号館北側に設置)を整備している。平成28(2016)年度にはキャンパス内駐車場の一部を、アスファルト舗装することにより学生の利便性を図った。なお、本学の学生駐車場を使用する場合には、教務課に申請手続きを行い、「駐車許可証」の交付を受ける必要がある。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

「東京福祉大学短期大学部 学則」第40条及び「東京福祉大学短期大学部 学内奨学金規程」第6条の規定に基づき、①経済的理由等により納付が著しく困難な場合、②学業が特に優秀と認められた場合、③その他特別な事情があると認められる場合、の3条件のいずれか1つに該当すれば授業料の全部又は半額に相当する額の学内奨学金を給付する制度を整備している(表Ⅱ-B-③：学内奨学金制度)。学内奨学金制度のほか、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体や民間の諸団体の奨学金を借りる学生には、奨学金の募集告知・申請手続き方法等は教務課が窓口となり請求方法等を説明し、とりまとめを行っている。また、学校周辺のアルバイト募集広告を学内掲示板で紹介する等の支援を行っており、経済問題等の相談は教務課が窓口となっていることを「学生生活の手引き」等で周知徹底している。

表Ⅱ-B-③：学内奨学金制度

奨学金制度	支給対象者	支給金額
学内奨学金制度(一般)	経済的事由により納付が著しく困難であり、かつ学業人物ともに特に優秀であると認められた学生	授業料の全額又は半額に相当する額を支給

新入学生に対しては、入試方法により1年次の授業料の全額又は半額が免除される「入試

特待生奨学金制度」を設けている。A0入試、推薦入試の上位合格者には1年次の授業料全額又は半額を免除、一般入試2期の上位合格者には1年次の授業料半額免除の措置を行っており、学習意欲の高い学生の確保、入学後の学修意欲の向上へとつなげている。また、本学独自のサポートとしては、経済的な理由により入学時納付金の一括納入が困難な者や、地震等の被災地からの入学生については、その一部の減免・延納・分納を認める「学資延納特別制度」も導入している。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

本学では学生の健康を守るために毎年4月に定期健康診断を行っている。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、アカデミックアドバイザーや教務課だけでなく、より専門的な相談に応じられるよう「保健相談室」、「学生相談室」を設置して対応を行っている。本館3階の「保健相談室」には、看護師や養護教諭が月曜日から日曜日の午前9時00分から午後6時00分まで常駐し、保健相談や怪我・病気の応急措置等を行っている。また、心理的な相談については、東京福祉大学に附属する「東京福祉大学附属臨床心理相談室」を利用することもできるようになっている。このように、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整備し、学生への対応を適切に行っている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望は、アカデミックアドバイザーをはじめ、教務課窓口、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室、保健相談室、学生相談室など、学内の学生と関わる全ての組織体制において把握され、意見・要望については併設する東京福祉大学の全学学生支援委員会及び短大学生支援委員会をはじめ関係部署で、意見・要望の確認と対応策の検討を行っている。

学生生活における最重要課題である学修内容に関しては、「学生による授業評価アンケート」の集計結果と意見・要望を踏まえ、教員の資質向上と教育方法の改善に活用している。

また、平成22(2010)年には「学生生活の実態に関するアンケート」を実施し、平成26(2014)年10月、平成28(2016)年10月には併設する東京福祉大学の全学学生支援委員会及び短大学生支援委員会が「学生生活満足度調査」を併設する東京福祉大学の全学生とともに、本学学生全員を対象に実施している。この「学生生活満足度調査」のアンケート調査結果や学生から直接上げられた意見や要望は、学科長、各委員会の委員長・部会長、事務局各所属長等を通して学内で共有化し、学生生活の充実と改善に活かしている。このような形で学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取に努めている。

表Ⅱ-B-④：学生生活の実態に関するアンケート調査結果

(※平成22年度と平成26年度・平成28年度で質問項目が異なる。)

平成22年度(本学学生による集計結果)(数字は%)

	A	B	C	D	E
勉学面について	5	36	38	12	4
勉学面以外について	11	40	31	8	5

講義での教員の学生への対応について	4	29	42	17	3
講義以外での教員の対応について	5	37	37	10	4
事務職員の対応について	2	12	33	29	18
本学の履修相談体制について	2	27	50	10	6

A: 満足している、B: どちらかといえば満足している、C: どちらともいえない、D: どちらかといえば満足していない、E: 満足していない

平成26年度(本学及び伊勢崎キャンパス東京福祉大学の学生による調査結果)(数字は%)

	A	B	C	D	E
勉学面について	3.4	33.7	45.5	14.3	3.0
総合的に、本学の学生生活について	4.9	32.2	35.8	19.5	7.5
本学の授業について	3.6	32.2	42.1	17.8	4.2
職員の学生への対応について	4.3	30.7	41.1	17.5	6.3
出席状況・成績の支援体制について	5.1	33.5	41.7	15.8	3.9

A: 満足している、B: どちらかといえば満足している、C: どちらともいえない、D: どちらかといえば満足していない、E: 満足していない

平成28年度(本学及び伊勢崎キャンパス東京福祉大学の学生による調査結果)(数字は%)

	A	B	C	D	E
勉学面について	3.3	39.6	40.2	14.2	2.7
総合的に、本学の学生生活について	4.8	34.0	36.1	18.9	6.2
本学の授業について	3.7	35.9	40.0	16.1	4.3
職員の学生への対応について	5.6	34.5	37.1	17.2	5.7
出席状況・成績の支援体制について	5.8	37.1	36.6	14.9	5.7

A: 満足している、B: どちらかといえば満足している、C: どちらともいえない、D: どちらかといえば満足していない、E: 満足していない

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学修(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

本学は留学生の受入れを奨励しているが、平成18(2006)年の開学以来これまで日本在住の外国籍の学生1名を受入れたことはあったものの、留学生を受入れたことはなかった。留学生の学修支援(日本語教育等)及び生活支援等については、併設する東京福祉大学と共同で整備しており、留学生の受入れはいつでも可能となっている。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学修を支援する体制を整えている。

本学の通信教育課程には、仕事や家庭の都合により、連続した休みを取りにくい、学修のためにまとまった時間・日数を確保しにくいなどの様々な時間的制約のある社会人学生が多く在籍しているため、土曜日・日曜日を中心に、ゴールデンウィーク、夏期7月から8月、9月下旬、春期2月・3月の長期連休に合わせてスクーリング授業を開講している。

また、スクーリング授業は、本学伊勢崎キャンパスだけでなく、併設する東京福祉大学の池袋キャンパス、名古屋キャンパスのほか全国各地で開講している。

スクーリング授業は1科目あたり年間平均3回(本学、東京福祉大学池袋キャンパス及び名古屋

屋キャンパスで各1回)開講しており、1科目1回あたりの開講日数はほとんどが2日間の集中講義形式とし、1科目の受講期間は比較的短期間で修了するようカリキュラム編成に配慮しており、学生の学修計画に合わせ効率よく学修できるようになっている。また、希望した会場でのスクーリング授業を受講できなくなった場合は、他の会場で開講している同一科目のスクーリング授業を受講することができるほか、当該年度中にスクーリング授業を受講修了できない場合は、翌年度に受講できるよう配慮している。

印刷物による学修では、学生が自宅学修で作成したレポートは、毎月決められた日までに最大4科目を提出可能であり、その科目の担当教員の添削指導を受け、合否判定を受けることとなっている。しかし、毎月必ず一定の科目数のレポートを提出することを強要しているわけではなく、学生自身が、自らの学修計画に合わせてレポートを作成・提出することを基本的に推奨している。科目終了試験についてもスクーリング授業と会場・日程を自分で選んで受験することが可能となっている。

学修面の支援のほか、仕事を持つ学生がスクーリング授業で休暇を取得する際に勤務先に提出する、文部科学省発行の「大学通信教育学生の面接授業出席について(依頼)」(いわゆる「勸奨状」)や「学生旅客運賃割引証」等を、学生からの申請に応じて、遅滞なく発行・送付し、少しでも学生がスクーリング授業に出席しやすくなるよう学生サービスに尽力している。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者への支援のため、校舎は段差の少ないバリアフリー構造を採用しており、各校舎の入り口には車椅子用スロープを設置しているほか、車椅子用エレベーターや多目的トイレを各所に設置・整備している。

通信教育課程では、障がいのある受験者が特別措置を希望する場合には、個別に相談を受け付けて、障がいの状況に応じた対応をとっており、募集要項には、願書提出時の注意として、身体等に障がいのある方は事前に相談する旨を記載している。本学には現在在籍していないが、肢体不自由者(車椅子利用者)がスクーリング授業や科目終了試験を受ける場合は、本人から事前に相談があれば、教室に車椅子利用者用の受講席の設置、本人持参の視覚障がい者用ノートパソコンの教室への持ち込み許可、試験時間の延長のほか、車での通学を可能としている伊勢崎キャンパス会場においては、障がい者用駐車場の利用を許可するなどの対応を行っている。また、過去にはスクーリング授業を担当する教員が講義で使用するスライドや配付資料等を、事前に自宅へ送付する等の個別支援を行ったこともあった。今後も、障がい者の出願希望者については出願前に個別相談を行い、どのような支援を行うのが良いか、個々の状況に応じた支援方法の検討と対応を行っていく。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

学則(第4条 修業年限)に基づき、本学では保育・幼児教育専攻(通信教育課程は「幼児教育専攻」)で最長4年、こども教育・保育専攻では最長6年在学することができる。なお、休学期間は在学期間に算入しないこととなっている。

(13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対し、大学教育の一環として本学が認める課外活動について、課外活動経費の一部を補助することができる旨を、本学の規則で定めている(「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則」第3条第2項)。

学生の自主的な地域活動として、地域の幼稚園、保育所等で、こどもたちにパペット人形を使用した人形劇を見せたり、絵本を読み聞かせたりする活動に取り組んでおり、優れた社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌(Voyage ～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。

また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等から学生ボランティアの依頼があった場合は、1号館1階ラウンジの掲示板、4号館1階ラウンジ前の掲示板及び5号館1階学生ホール内に提示し学内への周知を行い、学生のボランティア参加を奨励している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生の経済的支援、課外活動支援、学修や学生生活における不安、健康、心の相談等について組織的な支援体制を整備している。また、カフェテリア、学生ラウンジ等の施設・設備の整備も適切に行われており、現状における学生支援についての課題は生じていない。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

本学では、就職支援のための組織として就職支援室及び教職課程支援室を整備・設置している。本学は保育者を目指す学生が5～7割程度である。他は児童施設、障がい者施設、高齢者施設、病院及び一般企業と多岐に亘る。なお、幼稚園教諭及び小学校教諭を志望する学生に対しては教職課程支援室が教育実習等の支援を行っている。また、少数であるが小学校教員選考試験を受験する者に対しては採用に向けた支援を行っている。保育者を目指す学生への就職支援は就職支援室を中心に、学年ごとの支援はアカデミックアドバイザーが、個別の学生支援は少人数制のメリットを活かし、ゼミ担当教員が連携して展開している。その結果、本学の卒業生の就職率は毎年100%かそれに近い数字である。

本学及び併設する東京福祉大学の学生の就職に関する相談と就職先の開拓及び紹介支援には就職支援室の6名の専任職員があたっている。具体的には、「こども教育・保育専攻(3年制課程)」は2年次より、「保育・幼児教育専攻(2年制課程)」は1年次よりホームルームの時間を活用して「就職ガイダンス」を開催し、就職活動の流れや採用試験の申し込み方法を説明し、進路志望調査、進路先紹介、履歴書の書き方、面接対策等の個別指導などを行っている。

また、教職課程支援室では9名の教職員が、各自治体の教員採用選考試験に関する情報を収集・分析し、受験希望者へ教職課程支援室ニュースや掲示物などで周知を図っている。また、教員採用選考試験の受験者には、受験票や志願理由書、模擬テスト、対策講座、模擬面接、模擬授業などの対策指導等を行っている。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

(1)に記載したように就職支援室及び教職課程支援室を整備し、就職支援室には6名の職員、教職課程支援室には9名の教職員を配置し、学生の就職支援を行っている。

また、福祉専門職支援室の職員12名は、就職に関して学生に対して直接的な支援は行わないが、実習指導で得た保育所や施設等の情報を就職支援室に提供しており、就職支援室の学生支援活動の向上と充実に貢献している。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職支援室及び教職課程支援室では、就職試験対策として、筆記試験・論文試験対策講座を定期的の開講しているほか、面接試験対策として個別に模擬面接と面接指導を行っている。

また、教員を志望する学生には、教職課程支援室が主体となり、教員採用試験対策講座を開講するとともに、筆記試験・論文試験・面接試験等の対策指導も行っている。

(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

学修成果の査定からも卒業時の就職状況は重要であり、就職状況の確認と分析を就職支援室及び短大キャリア教育専門部会が行っている。就職状況については、教授会で報告され、各教員への情報共有を行っている。また、在学生の就職に対する意識喚起を促すため、(個人情報に配慮し、本人の了解が得られたものに限り)卒業生の就職先・氏名・出身高校等を、学内に掲示・公開している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

進学に対する支援として、本学を卒業後、併設する東京福祉大学への編入学を希望する学生については、学内選抜を経て、東京福祉大学保育児童学部保育児童学科(平成30(2018)年度より保育児童学部保育児童学科に改称)の4年次又は3年次、もしくは東京福祉大学社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科、教育学部教育学科のいずれかの3年次に編入することができる制度を整備している。この制度を利用して、平成25(2013)年度は5名、平成28年(2016)年度は4名、平成29年度は6名の卒業生が東京福祉大学社会福祉学部保育児童学科へ編入学しているが、平成26(2014)及び27(2015)年度は編入を希望する学生はいなかった。

留学に対する支援としては、これまで留学を希望する学生がいなかったことから具体的な支援の実績はないが、過去に海外での就職を希望した学生に対して就職試験及び採用内定後の書類の準備等、教務課と連携した支援を行った実績がある。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の卒業生の多くが短期大学で学んだ知識と専門性を活かせる分野に就職しており、またその就職率の高さは、就職・進学支援等の体制が整備され適切に機能している結果と評価できることから、現状において課題は生じていない。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

[区分]

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。

保育・幼児教育専攻(2年制課程)の開設時、平成28(2016)年4月に、教授2名、准教授1名、講師2名が併設する東京福祉大学から本学に異動(着任)し、外部から教授5名、准教授4名、講師5名、助教2名が新規に着任し、平成29(2017)年度はこの編成に変更はなかった。これにより、平成29(2017)年度の「こども学科」の専任教員は30名(学長1名、教授7名、准教授8名、講師7名、助教7名)となっている。この教員数は、短期大学設置基準第22条関連別表第1で定めている必要教員数(17名)を充足している。また、教授、准教授、講師、助教の人数バランスも良好である。

(2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

短期大学設置基準第22条関連別表第1で定めている設置基準上の必要数は17名(うち、教授7名)であるところ、本学の専任教員数は30名(うち、教授7名)となり、必要数を十分満たしている。

(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

本学の専任教員個々人の学位と教育実績(表Ⅲ-A-①：専任教員の学位・専門、主な担当教科の状況〔平成29(2017)年度〕)、及び研究業績、制作物発表、社会活動等(表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計(平成29年4月～平成30年3月))は、短期大学設置基準第22条の2から第25条の2の学長、教授、准教授、講師、助教の資格を充足しており、平成27(2015)年度以降、自己点検・評価報告書において公表している。

表Ⅲ-A-① 専任教員の学位・専門、主な担当科目の状況(平成29(2017)年度)

	氏名	職位	学位・称号	就任年月	専門	主な担当科目
1	中島 範	学長	名誉博士 (社会福祉学)	平成 18 年 4 月	家政学	なし
2	高木俊彦	学科長 教授	社会学士	平成 28 年 4 月	犯罪社会学 更生保護	犯罪心理学
3	新井良保	教授	教育学修士	平成 28 年 4 月	特別支援教育	学習困難児指導法

4	岡野雅子	教授	博士（教育学） 家政学修士	平成 28 年 4 月	保育学 児童学	保育原理、保育内容（言葉） 保育内容（人間関係）
5	金子 勇	教授	臨床教育学修士	平成 27 年 4 月	障害者福祉	障害者福祉論
6	田口雅夫	教授	音楽学士	平成 28 年 4 月	作曲	音楽基礎Ⅰ・Ⅱ
7	福島 裕	教授	修士（教育学）	平成 28 年 4 月	社会科教育学	社会、人権教育、社会科指導法
8	山内健次	教授	修士 （スポーツ科学）	平成 28 年 4 月	発育発達学 レジャーレクリ エーション学	健康スポーツ、幼児体育
9	山本 豊	教授	社会科学士 （法学）	平成 28 年 4 月	教育法規 法学・憲法	教育法規 法学（憲法を含む）
10	吉川晴美	教授	家政学修士	平成 28 年 4 月	児童学 発達臨床心理学	保育原理、幼児理解
11	新井美也子	准教授	文学士	平成 28 年 4 月	国語科教育	国語（書写を含む）、文章表現
12	鈴木美子	准教授	家政学士	平成 18 年 4 月	幼児教育学	カリキュラム論 保育・教職実践演習
13	中村 裕	准教授	法学士 修士（スポーツ科学）	平成 28 年 4 月	健康教育	保育内容（健康） レクリエーション理論
14	二宮紀子	准教授	芸術学修士	平成 28 年 4 月	幼児音楽	音楽基礎Ⅱ、保育内容（表現） 保育表現技術演習
15	手計 茂	准教授	教育学士	平成 28 年 4 月	国語科教育	国語（書写を含む）
16	松本岳志	准教授	修士（教育学）	平成 21 年 4 月	音楽教育学	音楽基礎Ⅰ、こどもの音楽Ⅰ 音楽科指導法
17	森 正人	准教授	工学博士 教育学修士	平成 19 年 4 月	技術教育 情報教育学	情報処理
18	八重樫幸雄	准教授	修士（教育学）	平成 28 年 4 月	特別支援教育 教育相談	教育相談（カウンセリングを 含む）、知的障害教育総論 肢体不自由教育Ⅰ・Ⅱ
19	相原 豊	講師	修士（体育学）	平成 29 年 4 月	体育学	体育、幼児体育、健康科学
20	安藤 哲也	講師	修士（教育学）	平成 28 年 4 月	幼児教育学 生活科教育学	保育士・教師論
21	池田琴恵	講師	博士（社会科学） 修士（学術）	平成 28 年 4 月	心理学	発達心理学Ⅰ・Ⅱ、教育心理学
22	河合光利	講師	修士（文学）	平成 28 年 4 月	幼児教育学	保育内容総論、保育内容（環境）
23	手塚千尋	講師	博士（学校教育学） 修士（教育学）	平成 25 年 4 月	美術教育学	図画工作Ⅰ・Ⅱ 図画工作科指導法
24	堀 聡子	講師	博士（生涯人間科学） 修士（学術）	平成 27 年 4 月	家族社会学	子育て支援論、家庭支援論 ジェンダー論

25	松井裕子	講師	家政学士	平成 28 年 4 月	家政学 児童学	保育士・教師論 幼児教育方法論
26	簗輪欣房	講師	教育学修士 修士（学術）	平成 28 年 4 月	教育社会学	教育課程論、児童生徒指導論 （進路指導を含む）、文章表現Ⅲ
27	本野洋子	講師	修士（芸術学）	平成 28 年 4 月	幼児音楽	こどもの音楽Ⅰ・Ⅱ
28	井上昌樹	助教	修士（教育学）	平成 28 年 4 月	美術教育学	図画工作Ⅰ・Ⅱ 図画工作科指導法
29	高木麻衣子	助教	修士（教育学）	平成 28 年 4 月	音楽教育学	音楽基礎Ⅰ、音楽（小） 音楽Ⅱ（小）

表Ⅲ-A-② 専任教員の教育・研究業績集計(平成29年4月～平成30年3月)

	氏名	職位	著作数	論文数	学会発表数	国際的活動	社会的活動	備考
1	中島 範	学長	0	0	0	無	有	
2	高木俊彦	学科長	0	0	0	無	有	
3	新井良保	教授	0	0	0	無	有	
4	岡野雅子	教授	0	0	8	有	有	
5	金子 勇	教授	0	0	0	無	無	
6	田口雅夫	教授	0	0	1	無	有	コンクール講評
7	福島 裕	教授	0	0	0	無	有	
8	山内健次	教授	0	0	0	無	有	競技大会役員
9	山本 豊	教授	2	0	0	無	有	
10	吉川晴美	教授	1	1	3	無	有	幼稚園評議員：1
11	新井美也子	准教授	0	0	0	無	無	
12	鈴木美子	准教授	0	0	0	無	有	
13	中村 裕	准教授	0	1	0	無	無	
14	二宮紀子	准教授	0	0	4	有	有	
15	手計 茂	准教授	0	0	0	無	有	自治会役員
16	松本岳志	准教授	1	0	2	無	有	演奏会数：2
17	森 正人	准教授	0	1	0	無	有	
18	八重樫幸雄	准教授	0	0	1	無	有	幼稚園評議員：1 自治会役員 NPO 理事：1
19	相原 豊 ^{*1}	講師	0	0	0	無	有	体育大会審判員、体育 大会帯同コーチ等多数
20	安藤哲也	講師	0	3	0	無	有	
21	池田琴恵	講師	0	1	2	有	有	
22	河合光利	講師	3	0	2	無	有	幼保連携インクルーシ ブ教育
23	手塚千尋	講師	0	2	3	無	有	

24	堀 聡子	講師	0	0	0	無	有	書評：1
25	松井裕子	講師	0	0	0	無	有	幼稚園評議員：1
26	簗輪欣房	講師	0	3	2	無	有	
27	本野洋子	講師	0	0	6	有	有	演奏会数：4
28	井上昌樹	助教	0	0	1	無	有	ワークショップ：2 展覧会：1
30	高木麻衣子	助教	0	0	2	無	有	演奏会数：4

*1：平成29年4月新規着任。#1：原著、総説・解説、調査報告など。共著者を含むため重複あり。
#2：共同発表者を含むため重複あり。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。

学科の教育課程の編成と実施のため、専任教員29名(学長を含む)及び非常勤教員45名を適切に配置している(表Ⅲ-A-①：専任教員の学位・専門、主な担当教科の状況)。本学の専任教員組織の特徴は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成だけでなく、幼児・小児の精神的発達や保護者に対する育児・教育相談にも対応できるこどもの専門家の養成を可能とし、さらにはIT技術をもカバーする多様な専門分野の教員で組織している点である。また、45名の非常勤教員のうち34名が、同一キャンパス内に併設する東京福祉大学の教員であり、学生は本学専任教員と同じように、東京福祉大学の教員の研究室に出向き、質問等に対する回答を求めたり、個別指導を受けることができる。

(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

短期大学設置基準の遵守、及び本学における教育の質を保証するため、非常勤講師の採用についても専任教員と同様、学位、研究業績、その他の経歴等を厳しく審査し、本学の科目を担当することのできる優れた教員を採用している。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

学科(こども学科)の授業・科目のカリキュラム編成にあたり、授業・科目の全てを、専任教員及び非常勤教員が担当しているため、補助教員は配置していない。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

教員の採用・昇任の方針は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」(第2章 人事)に規定されており、その運用は「東京福祉大学短期大学部 教員任用規程」に基づいて、適切に行っている。

教員の採用にあたっては公募を原則とし、教授3名で構成する人事委員会によって、応募者から提出された応募書類(履歴書、教員個人調書・教育研究業績書、主要論文3本(写し)、教育・研究計画書)による書類審査及び面接審査等の厳正なる採用選考を実施し、採用候補者を決定し、理事長が任命している。

専任教員の昇任にあたっては、毎年11月末までに昇任申請を受付け、提出された申請書・履歴書・研究業績書、自己の研究を代表する論文3本(写し)、及び本学及び併設する東京福祉大学への貢献度を踏まえ、短大人事委員会にて厳正なる審査選考を行い、昇任候補者を選任し、理事長が決定している。

本学教員は、年度ごとに雇用契約を締結しているが、「学校法人 茶屋四郎次郎記念学園 テニヤ(終身雇用保証)取得に関する内規」により、専任教員として継続して7年以上本学に勤務し、教育実績・研究業績が優れ、年齢が65歳未満、テニヤ審査の年度中に66歳にならないといった条件を満たす者は、テニヤ申請を行うことができる。テニヤ候補者の審査は、教育実績・研究業績、学内貢献等、テニヤ取得に関する内規に基づき、短大人事委員会が厳正なる審査選考を行い、昇任候補者を決定し、理事長が最終決定する。テニヤを取得した専任教員は70歳まで雇用が保証される。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の教員組織は、短期大学設置基準の定める教員数を確保し、こども学科の教育課程を運営するため専門性を考慮して適切に配置している。

教員の採用・昇任・テニヤ認定等は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園」の規定に基づいて適切に実施しており、現時点における課題は生じていない。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

本学の専任教員は、それぞれの専門性に沿って研究活動を行っており、その研究成果は著書、論文、学会等で発表している(表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計(平成29年4月～平成30年3月))。研究成果は、授業の質的向上に活用しているほか、公開講座、市民講座、研修会等を通して広く一般市民に対しても公開している。

これまで共同研究については、本学教員同士、併設する東京福祉大学の教員、他大学の教員や保育・教育施設の教職員、各種研究機関の研究者等との間で、様々な分野において行ってきた。ただ、平成29(2017)年度の共同研究数はあまり多くなかった(表Ⅲ-A-③：専任教員の研究における共同研究数(平成29年4月～平成30年3月))。

専任教員個々人の研究業績リストは、本学と東京福祉大学が共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」の毎巻第2号巻末(3月刊行)に掲載しており、東京福祉大学ホームページからも常時閲覧可能となっている。また、「東京福祉大学・大学院紀要」に掲載した論文は、(国立大学法人)群馬大学が主幹として運営管理している「群馬県地域共同リポジトリ(AKAGI: Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes)」に掲載され、同ホームページサイトにおいて、常時閲覧可能となっている。

上述の通り、本学教員の研究活動の体制は進み、共同研究体制も構築され、年々、研究活動は活発に行われている。しかし、教員間の研究発表数には偏りがある。

表Ⅲ-A-③ 専任教員の研究における共同研究数(平成29年4月～平成30年3月)

共同研究形態	論文数	学会等発表数
本学内	0件	0件
学外(東京福祉大学)	0件	6件
学外(東京福祉大学以外)	0件	0件

(2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

専任教員の研究活動状況を把握するため、年度末に教育研究業績書の提出を義務づけている。教育研究業績書には、著書、学術論文、学会発表、共同研究、特許、一般市民講演、授業用教材の作成、授業に対する学生の評価等、教育研究に関わる事項の概要、一般市民向けの学術講演、各種催しの指導、演奏会、作品発表などを記載することになっている。

また、(1)に記載した通り、平成23(2011)年度より、専任教員の研究業績は、併設する東京福祉大学と共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」の巻末に掲載している。

(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

平成29年度の科学研究費補助金の新規獲得は2件で、次の通りである。

本野洋子講師（研究代表者）

研究期間：平成29年4月～平成33年3月

種 目：科学研究費基盤研究（C） 課題番号：17K01933

研 究 費：4,940,000円(直接経費：3,800,000円、間接経費：1,140,000円)

高木麻衣子助教（研究代表者）

研究期間：平成29年4月～平成31年3月

種 目：科学研究費若手研究（B） 課題番号：17K18310

研 究 費：4,160,000円(直接経費：3,200,000円、間接経費：960,000円)

専任教員に対して、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規則」に基づき、専任教員が教育研究活動を行う上で必要とする経費の一部を補助するために、大学は教育研究費及び研究旅費を支給している(表Ⅲ-A-④：専任教員の教育研究費及び研究旅費(年間支給額))。教員は支給された教育研究費及び研究旅費を使って研究活動を行い、研究成果を生み出している(表Ⅲ-A-②：専任教員の教育・研究業績集計(平成29年4月～平成30年3月))。

(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

専任教員は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」に基づき、教育研究活動に専念することを定めており、1週のうち1日を研究日として研究活動を行うことになっている。また、研究活動の支援のため「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規則」に基づいて、教育研究費及び研究旅費を支給している(表Ⅲ-A-④：専任教員の研究費及び研究旅費)。

表Ⅲ-A-④ 専任教員の教育研究費及び研究旅費(年間支給額)

役職	教育研究費	研究旅費
教授	400,000円	130,000円
教授(大学院専任教員の場合)	450,000円	150,000円
准教授	350,000円	120,000円
講師	300,000円	110,000円
助教	250,000円	100,000円
助手	150,000円	80,000円

教育研究費及び研究旅費の申請・精算に際しては、使途の説明と領収書の添付が必須であり、研究旅費の申請・精算に際しては、事前に出張目的・出張先を明記した申請書を提出し、出張後は、公共交通機関(JR、私鉄、公共バス)の利用を除いて、タクシー、航空機、宿泊先の領収書等の添付を義務づけており、教育研究費・研究旅費が適正に使われていることを確認している。出張の交通手段は公共交通機関の利用を推奨しているが、やむを得ず自家用車を利用する場合は、乗車距離をJR普通旅客運賃に換算している。なお、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規則」に定める教育研究費・研究旅費のほか、本学主催の公開講座、本学の代表として出席するセミナー等及び研究発表会に関わる経費は別途支給している。年度内に消化されなかった教育研究費・研究旅費を次年度に繰り越すことは認めていない。

(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

研究倫理を遵守する取り組みとして、「短大総務委員会に置く倫理・不正防止専門部会規程」、「科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」、「公的研究費運営管理規則」、及び「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」などを整備しており、年に1回、研究倫理研修を行い、不正防止に努めている。

なお、本学教員の研究活動において、これまで倫理面での問題は生じたことはない。

(6) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。

教員の研究成果については、原則的に教員個人が所属する学会の機関誌、国際学術誌、又は専門商業誌に発表できることを保証している。また、研究論文を発表する場として、年2回(原則として3月と10月)、併設する東京福祉大学と共同刊行している「東京福祉大学・大学院紀要」を提供している。この「東京福祉大学・大学院紀要」に投稿された論文は、関連分野を専門とする本学及び併設する東京福祉大学の教員2名の査読者によって、学会機関誌に匹敵する厳正な査読を行い、内容が不備なものは掲載不可・保留となる。

本学専任教員の研究活動の高さは、「東京福祉大学・大学院紀要」に掲載された論文数から明らかである。具体的には、直近3年間の論文掲載に本学専任教員が名を連ねている数は、平成26(2014)年10月発行の第5巻1号では論文7本中5本、平成27(2015)年3月発行の第6巻1号では論文9本中5本、平成28(2016)年3月発行の第6巻2号では論文8本中3本、同年10月発行の第7巻1号では8本中0本、平成29年(2017)年3月発行の第7巻2号では10本中4本、平成29年(2017)

年10月発行の第8巻1号では10本中2本であった。

(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

専任教員全員には、個人研究室(20㎡～21㎡)を供与しており、内部にはLAN設備、電話、机、打合せテーブル、書架等を備え付けている。また、地上デジタルテレビ放送の受信ケーブルも配線しており、有線LANのほか、学内無線LANも使用できる環境を整備している。

(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」に基づき、専任教員の研究、研修等を行う時間として、1週間のうちの1日を研究日としている。また、1週間の授業コマ数は6コマ(1コマは90分、年間12コマ)を上限とし、授業や学生指導、委員会等の学務、学外業務等に支障のない範囲で、研究・研修のための出張を認めている。研究・研修、学会活動等による出張が授業と重なる場合は、事前に申請書を提出し、代替補講の実施を義務づけている。

専任教員の研究、研修等を確保するために、担当する授業数(時間・コマ)が極端に多くならないよう、非常勤講師を配置する等の配慮を行っており、平成29(2017)年度の専任教員1人あたりの平均年間授業担当コマ数は9.6コマとなっている。しかし、一部の教員で授業担当コマ数が13.2コマ以上あった。

なお、本学は、通信教育課程を有していることで、通学課程の授業がない、土・日及び夏期・冬期・春期等の休業期間中に行っているスクーリング授業(面接授業)を担当することがある。また、夏期・春期休業中は、通学課程学生及び通信教育課程学生の実習先(保育所・施設・幼稚園等)への巡回指導等を行うことがあるため、一定期間継続して行う調査や実験研究、海外での調査、研究発表等は、比較的余裕のある冬期休業を利用して行うことが多くなっている。

(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

専任教員の研究発表・研究調査等に関わる海外出張に関しては、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 旅費支給規程」を整備している。また、本学及び併設する東京福祉大学の共同で毎年度実施しているアメリカ夏期短期研修、韓国秋期短期留学(隔年実施)、中国冬期短期留学、ベトナム冬期短期留学等の海外短期研修・留学プログラムの引率を担当する教員の研修・留学に直接関わる渡航費、保険等の一切の費用は、本学及び併設する東京福祉大学が共同で負担している。

(10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の推進体制として、「東京福祉大学短期大学部短大教務委員会に置く短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」に基づいて、短大ファカルティ・ディベロップメント専門部会を組織し、規程(第5条 審議及び実施事項)に定める「教育内容及び授業方法の改善の実施に関すること」、「教育内容及び授業方法の改善の調査研究に関すること」をつかさどっている。

具体的なFD活動としては、FD研修会の開催が主なものとなっている。毎年度、FD研修会は、

全専任教員を対象とした研修会、新任教員又は選抜した専任教員を対象とした研修会、非常勤講師を対象とした研修会を開催している。また、授業見学はいつでもできることになっており、常に緊張感と責任感をもって授業にあたる体制が整備されている。

平成29(2017)年度は、専任教員や非常勤講師を対象に、FD特別研修会を13回実施している。研修会ではグループごとに模擬授業を提供し、相互に評価し合うことにより、授業改善が意欲的に行われた。さらに、平成29(2017)年12月から平成30(2018)年1月まで授業参観期間を設け、リストアップされた授業を全教員が複数回参観し、各自の授業に活かすことを主眼に研修報告書を作成・提出することを通して、授業の工夫・改善を図っている。

いずれのFD活動においても、各教員の授業が「建学の精神」・「教育の目的」を達成するため適切に機能していることを確認し、各々の教員が自身の授業方法の改善を図り、教育力の向上につなげることが目的となっている。

(11) 専任教員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

専任教員は、教育活動及び研究活動を通して学修成果の向上を図るため、教員間のもとより各種委員会及び専門部会、事務局等と常に連携しながら活動を行う体制を整備している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教育・研究活動への向上への取り組み状況については、教員間で研究活動成果の発表に格差が見られる。研究成果は公の場において発表等を行い、学会や社会の評価を受けて、はじめて意味がある。そのため、専任教員全員がその専門領域において高いレベルで積極的に教育・研究活動に取り組むことはもとより、これまで以上に研究成果の発表を支援する体制の整備と推進が必要となっている。

研究活動は高等教育に携わる者の責務であり、その活動のためには資金が必要であり、研究活動を現状以上に高めるため、資金面において科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金など、外部資金獲得のための努力が必要である。

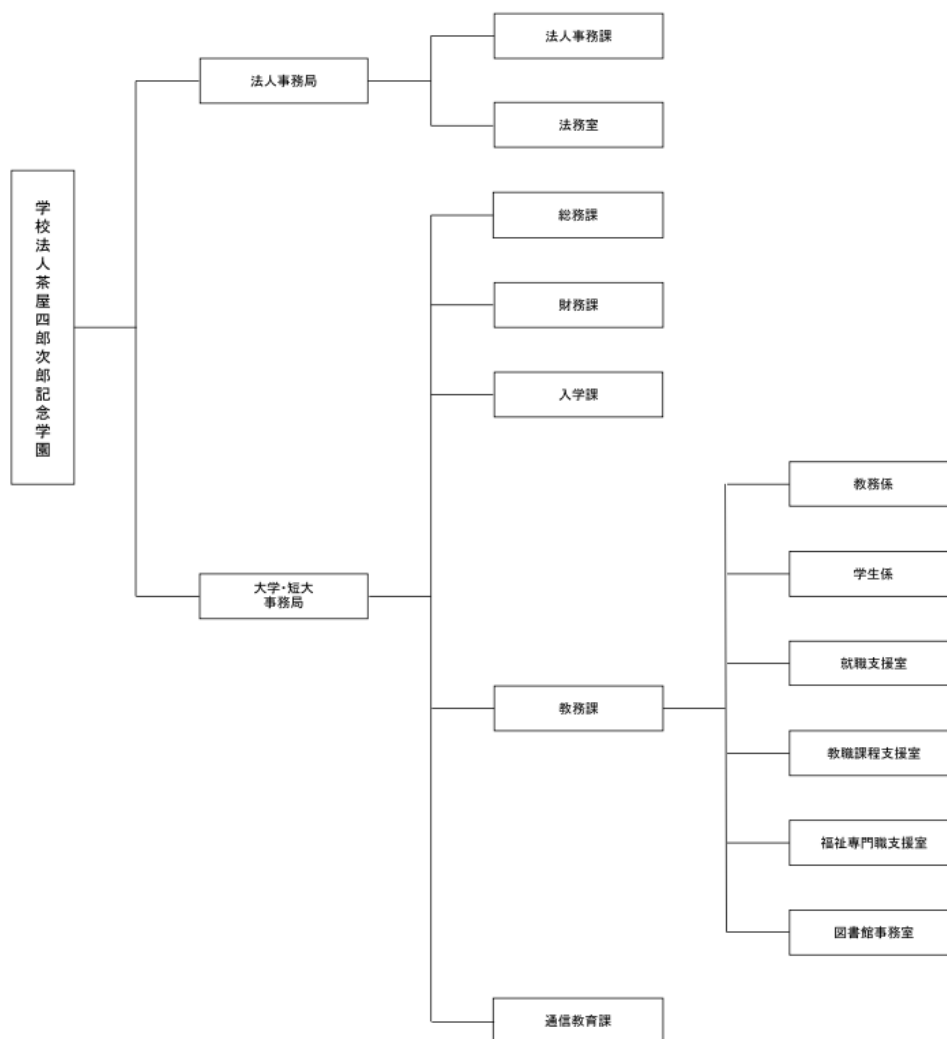
基準Ⅲ-A-3 学生の学修成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 事務組織の責任体制が明確である。

学修成果を向上させるために、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園事務組織規則」に法人・大学の事務組織体制と業務分掌を規定し、事務組織の責任体制は明確になっている。法人及び本法人が設置する大学(以下同じ。)の業務を行うため、法人事務局及び大学・短大事務局を設置し、法人事務局の下に法人事務課及び法務室、大学・短大事務局の下に総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課を設置し、業務分掌に定める業務を所管している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」



(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

法人及び大学に勤務する事務職員の資質向上のため、平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」を整備し、事務職員の管理運営・教育研究等の資質向上のための支援について、組織的な取り組みを行うことを明確にしている。事務職員の資質・能力向上の機会として、事務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組みを行っているほか、学修効果を向上させるために、関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動に携わる機会を多く設けている。また、日本私立短期大学協会、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、私学経営研究会、その他各種団体の主催する外部研修会等に役員や職務を踏まえて事務職員を参加させ、資質・能力向上の機会を提供している。

本学の運営、学生の支援等の業務を円滑に行うために、専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有し、事務局各部署の業務遂行に必要な能力と適性を有する職員を適切に配置し、必要な環境も適切に整備している。

(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

法人及び大学に勤務する事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるため、事

務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組む環境を整えている。

(4) 事務関係諸規程を整備している。

事務関係諸規程として「事務組織規則」をはじめ、「文書取扱規程」「公印取扱規程」「施設管理規則」「公用車管理規程」「旅費支給規程」「経理規程」「物品管理規程」「契約事務規程」等を整備している。

(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

各事務部署に事務室、事務職員には一人1台のパソコンのほか、事務業務に必要な情報機器（コピー・FAX複合機、多機能電話機等）、備品等を整備している。

(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

天災等非常時の防災対策として、非常用食料、水、救出用キット、簡易トイレ等を備蓄している。また、台風・暴風雨時の浸水対策として、土嚢、排水ポンプ(3台)を常備している。大雪・積雪時の対策として、除雪機(1台)、雪かきスコップ、融雪剤(塩化カルシウム)を常備している。また、停電時の対策として小型発電機を一台常備している。このほか、本館、1号館保健管理センター及び5号館のキャンパス内4箇所にAEDを設置している。このほか、本館・1号館・2号館・4号館・5号館及び体育館には非常用放送設備、防火扉、非常灯、煙探知機等を設置している。

月曜日から土曜日の13時から20時は、女性警備員1名が学内の巡回警備を行っており、月曜日から土曜日の夜間帯18時から翌日9時まで、日曜日の全日は男性警備員1名が常駐警備を行っている。

情報セキュリティについては、情報システム運用センター(以下、センター)を設置して対策を行っている。事前対策であるハードウェア・ソフトウェアの選定、情報機器設置後の設定と監視、セキュリティソフトの導入と管理等は、センターと総務課のシステム担当者が共同で行っており、抑止策である学内向けのセキュリティに関する情報提供、情報セキュリティ教育、情報の取り扱いのルール作成と周知等はセンターが行っている。また、災害などの非常時にサーバーを安全に停止できるように、UPS(非常用電源装置)を設置し、情報が消失しないよう講じている。

(7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

法人及び併設する東京福祉大学・本学に勤務する事務職員のため、平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」を整備施行し、職員の管理運営・教育研究等の資質向上のための支援について、組織的な取り組みを行うことを明確にしている。したがってSD活動に関する規定を整備している。

事務職員のSD活動に関しては、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づいて、事務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組みを行っているほか、学修効果を向上させるために、関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動にも携わっている。また、

SD研修会として、新任職員研修会をはじめとした学内研修会を適宜開催しているほか、専門性スキル等の習得やキャリア支援を目的とした「日本私立短期大学協会」「日本私立大学協会」「日本私立学校振興・共済事業団」「私学経営研究会」その他外部団体主催の研修会・セミナー等へ参加させ、職務に応じた職員の資質・能力向上の機会を提供している。

このほか、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を定め、3年以上勤続する教職員に対しては、東京福祉大学大学院に進学する際に、その授業料を減免する等、費用面においての支援も行っている。

① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ教育研究活動等の支援を図っている。

事務職員は、新任職員研修会等の職員研修会をはじめ、仕事始めの会等の式典や毎週木曜日に行われている全体ミーティングでの理事長、学長等の訓話を通して、「建学の精神」と「教育の目的」を理解し、学生支援の職務を充実させている。

その他、奨学金担当の事務職員が、貸与を希望する学生が安心して手続きができるよう、独立行政法人日本学生支援機構の業務連絡協議会に出席したり、学生支援担当の事務職員が、群馬県内の私立大学スポーツ大会に本学の学生が参加し、他大学の学生と親睦を深めることができるよう、同スポーツ大会の連絡協議会に出席するなど、学生支援の職務を充実させている。

(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

事務職員の資質・能力向上の機会としては、事務組織の各所属長による管理監督のもと、日常業務の遂行状況の確認と業務の見直しや事務処理の改善への取り組みを行っている。

また、各課とも業務改善のために、上司・先輩職員からの指導やSD活動等を通じて、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。その結果として、例えば出張精算の効率化(出張費の現金受け渡しから、銀行口座への入金)などを実現している。

(9) 事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう関係部署と連携している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 課長等連絡会規程」に基づき、各課の所掌事務に関わる懸案事項の協議及び相互調整を諮ることを目的として、事務局長・事務局長補佐・事務局各課長をメンバーとする「課長等連絡会」を開催し、事務局各課の情報共有化を図っている。協議した内容は、各課長等を通じ所属の専任事務職員に伝えられ、円滑な業務遂行が行われている。さらに学修効果を向上させるために、関係部署と連携した業務や委員会・専門部会等の活動に携わるなど、専任事務職員は、学修効果を向上させるために関係部署と連携している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学修効果を向上させるためには、専任事務職員が自ら進んで業務の改善を行う必要がある。そのためにも事務職員個々人の能力・スキルの向上、キャリアアップを目的としたSD活動を企画・実施していく。またキャンパスが複数あることや、学生の多様化などを受けて、事務処理のさらなる効率化を進めるため、事務組織の再編成も課題となる。さらに加えて、非常

時の通信手段として、衛星携帯電話の導入を購入することも今後の課題である。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事管理を適切に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関わる諸規則として、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 定年規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員任期規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 テニヤ取得に関する内規」、「東京福祉大学短期大学部 短大人事委員会規程」、「東京福祉大学短期大学部 教員任用規程」等を整備し、教職員の人事管理を適切に行っている。

(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

全教員と毎年度、雇用契約書を締結しており、雇用契約書には、所属・給与・授業担当コマ数・休日・休暇等に関する事項が明示している。教員の採用着任時、又は契約更新時には、雇用契約内容について詳しい説明を行った上で契約を交わしている。

また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」等は教職員であればアクセスできる共有フォルダに格納され、閲覧が可能となっている。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

教職員の就業は、整備された各諸規則に則った適正な手続きを経て、適切に行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

法令改定等を踏まえて「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」等の人事管理に関わる諸規則を整備し、この諸規則に基づいて人事管理を適切に行っている。今後も、労働関係法令等の改正に合わせて学内諸規則の整備・改訂を適宜実施し、適切な人事管理を維持していく。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

[区分]

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校地面積は59,240㎡で、併設する東京福祉大学と共用であるが、短期大学設置基準に定める面積を充足している。その形態及び校舎の配置は(図Ⅲ-B-①:キャンパス概要図)に示す通りである。

図Ⅲ-B-①:キャンパス概要図



(2) 適切な面積の運動場を有している。

運動場(グラウンド)の面積は14,836㎡あり、併設する東京福祉大学と共用であるが、短期大学設置基準(1,500㎡)を充足している。なお、運動場は、敷地の南東部にメイングラウンドが、南西部にはサブグラウンドがあり、いずれも全面が芝生で覆われている。

(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

それぞれの施設・建築物の延床面積は(表Ⅲ-B-①:キャンパスの建物の概要)に示す通りである。校舎面積は、短期大学部専用部分が1,761㎡であり、設置基準に定める面積を充足している。加えて、敷地内には併設する東京福祉大学との共用部分17,713㎡を有する。

また、旧体育館については耐震性に問題があったため、建替えを行った。新体育館は、平成29(2017)年8月31日に竣工し、同年9月20日に完成披露式典を開催した。なお、平成27(2015)

年12月18日に伊勢崎市長との間で調印式を行い、伊勢崎市と災害時における避難場所としての使用に関する協定を締結している。

表Ⅲ-B-①：キャンパスの建物の概要

施設名・号棟	延べ床面積	主な設置施設
本館	4,093㎡	事務室、大講義室、会議室、図書館、カフェテリア、保健相談室
1号館	5,146㎡	講義室、情報処理学習室、学生ラウンジ、研究室
2号館	1,323㎡	臨床心理相談室、図工実習室、小児保健実習室、研究室
3号館	507㎡	音楽室、サークル室
4号館	4,763㎡	講義室、入浴実習室、介護実習室、家政・調理実習室、多目的実習室、音楽室、学生自習室、学生ラウンジ、研究室、ピアノ個人練習室
5号館	3,642㎡	講義室、情報処理学習室、学生ホール、研究室、ピアノ個人練習室
体育館	2,611㎡	
介護実習棟	32㎡	介護実習室

(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

校地と校舎間は段差の少ないバリアフリーを取り入れており、各校舎には車椅子での移動が容易にできるように、入り口に傾斜のゆるいスロープを設置している。このほか、校舎内は、廊下・通路を広く取り、車椅子用エレベーター、多目的トイレ、障がい者用駐車場、AED等を設置している。

(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

講義室、演習室、実験・実習室等は、併設する東京福祉大学との共用であるが、講義室は大小併せて45室、演習室は4室、実験・実習室は9室、このほか、情報処理学習室、語学学習室等を備えており、授業を行うための環境を整備している。また、学生がピアノ演奏や弾き歌いの練習・自習用に、防音構造のピアノ個人練習室を3号館に3室、4号館に6室、5号館に5室、合計14室を備え、各室にはアップライトピアノを1台ずつ設置している(表Ⅲ-B-①：キャンパスの建物の概要)。

(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

通信教育課程に関わる印刷教材等の保管・発送、各種事務処理、レポート課題の受入れと発送、科目終了試験の実施等は、通信教育課で行っている。印刷教材による授業科目の学修成果であるレポートは、郵送にて送受している。添削指導は、学生がレポートを提出してからほぼ2か月から3か月での返却を実施している。「教材」、「手引き」、「レポート用紙」、「冊子」

等の印刷教材等は、本館3階の通信教育課事務室・倉庫にて保管・発送をしている。また、教科書の発送や保管については外部業者にも委託をしており、学生が履修登録をした教科書は、遅滞なく発送している。

スクーリング授業(面接授業)は、本学伊勢崎キャンパス(群馬県伊勢崎市)のほか、併設する東京福祉大学の池袋キャンパス(東京都豊島区)・王子キャンパス(東京都北区)・名古屋キャンパス(愛知県名古屋市)で、土・日・祝日、春期・夏期・秋期に、いずれも集中講義形式で開講している。レポート提出者に対して許可される科目終了試験については、本学伊勢崎キャンパス(群馬県伊勢崎市)のほか、併設する東京福祉大学池袋キャンパス(東京都豊島区)・名古屋キャンパス(愛知県名古屋市)では毎月1回、北海道札幌市・宮城県仙台市・広島県安芸郡海田町・新潟県新潟市・福岡県久留米市・大阪府大阪市・茨城県土浦市の提携する専門学校等の会場では、年6回から8回実施しており、遠方の学生でも希望する日程・最寄りの会場で受験できるよう配慮している。

印刷教材による指導、面接による授業指導、印刷教材等の保管・発送のための施設の整備状況の運営や実施方法については、受講者の利便性を考慮し、適切に整備しており、現状において課題は生じていない。

(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している

収容人数が50人を超える教室には、映像・音響設備(マイク・スピーカー・TVモニター・DVDプレイヤー・プロジェクター等)、実物投影機等を設置している。また、プロジェクターを使用する場合には、接続するパソコンを教務課から貸し出しているが、教員個人のパソコンの接続もできるようにしている。

本学の学生が授業等で使用する情報処理学習室は2室(1号館情報処理学習室・5号館情報処理学習室Ⅱ)あり、情報処理学習室にはパソコン機器が66台、情報処理学習室Ⅱにはパソコン機器が58台と、いずれの教室も学生が必要とする台数の機器を整備している。

また、多目的実習室には乳児保育関係、音楽・美術関係の機器・備品を設置・整備している。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

本学には併設する東京福祉大学と共用する「東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館(以下「図書館」という。)」を、本学キャンパス本館2階に設置している。図書館は845㎡の面積を有している。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。

図書・書籍、雑誌、AV資料等のほか、インターネットに接続可能なパソコンを設置している。

・ 図書	94,650冊(うち外国書	6,573)冊
・ 雑誌	359誌(うち外国誌	131)誌
・ 電子ジャーナル	53誌(うち外国語誌	53)誌

・視聴覚資料	322点
・ビデオモニター	5台
・パソコン	6台(検索用3台、インターネット接続用3台)
・閲覧席数	120席

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

図書館の蔵書として購入する図書については、初出版図書及び教員・学生からの購入希望図書を基に購入図書リストを作成し、本学及び併設する東京福祉大学の教職員で構成する短大図書館運営委員会の審議を経て購入している。

② 図書館又は学修資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

図書館の面積と蔵書数は、短期大学設置基準第29条(図書等の資料及び図書館)の規定に則り、整備している。

本学で開講している授業科目のシラバスに記載している参考図書・関連図書は、図書館の蔵書として整備している。図書館の図書等は図書館内では自由に閲覧でき、学生及び教職員は一部の禁帯出資料を除き、期間・冊数を限って館外貸出を可能としている。資料の複写は、著作権法で定められた範囲内で行うことが可能である。図書館の蔵書は、館内検索端末及び併設する東京福祉大学のホームページからリンクする図書館ホームページで検索することが可能である。図書館に所蔵のない図書・資料等については、他大学の図書館及び提携する図書館から取り寄せることもできるため、教育・研究に支障が生じることはない。

図書館に加えて、4号館4階には保育資料室があり、紙芝居、エプロンシアター、パネルシアター等の教材、実習等に関するビデオ教材も整備・保管しており、授業で活用できるようにしている。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

本学体育館の面積は2,611.00㎡であり、併設する東京福祉大学との共用であるが、短期大学設置基準を充足している。体育館は体育系の授業のほか、本学と東京福祉大学の学生と共同で編成・運営するサークル活動等に利用している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の物的資源に関しては、併設する東京福祉大学と共用していることから、比較的充実しており現段階において課題は生じていない。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 固定資産管理規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 物品管理規程」を整備し、固定資産、物品の調達維持管理を行っている。「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」では、「固定資産会計」「物品会計」について定められ、適切な会計処理を行っている。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。

(1)に明記した諸規程に従い、物品等は総務課が中心となり適切に管理を行っている。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

法人・本学における様々な危機に迅速かつ的確に対処し、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たすため、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 危機管理規則」を新たに制定し、統括責任者である理事長の下、各部署が連携して必要な措置を取れる体制を確立している。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

危機管理対策の体制については、危機管理委員会を法人に置き、その下に、法人及び本法人が設置する大学(以下同じ。)の各学部教員並びに事務職員で構成する危機管理対策作業部会を組織しており災害時の対応マニュアル(平成27(2015)年度は台風、大雪などの個別案件に対するマニュアル)を作成するとともに、災害時の非常用食料・飲料水等を各キャンパスに常備している。赤城山宿泊研修時には避難訓練を実施しているほか、各キャンパスの避難誘導マニュアルの作成や見直し等を行っている。

また、キャンパス内には、災害時の際に校舎からの避難経路を示す「災害時避難経路図」を作成し、出入口等に掲示している。学生には、学期開始前に行うオリエンテーションにて、災害時避難経路図で避難経路を確認するように説明するとともに、災害発生時には落ち着いて教職員の指示に従い行動するように指導を行っている。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報資産は、本学及び併設する東京福祉大学にとって重要な資産であると考え、「情報セキュリティ基本方針」を定めている。この基本方針の設置は、(1)本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止、(2)内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止、(3)情報資産の分類と管理、(4)情報セキュリティの評価と更新、を目的としている。この基本方針を基に、次の対応活動を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、「情報システム運用センター」がその方針と具体的対策を検討しており、総務課に所属する2名の技術職員とシステム管理・保守業者が連携して対応を行っている。物理的な対策として、学内ネットワークと外部ネットワークとの接続ポイントにUTM(統合脅威管理)を設置して内外からの不正アクセスを防止しているほか、学内の全パソコンには一元管理可能なコンピュータウイルス対策ソフトを導入して、コンピュータへのウイルス感染が発生した場合に迅速に対応できる体制を整備している。

また、教職員の情報リテラシーの向上と情報セキュリティに対する意識啓発のために、教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供及び研修会・講習会を適宜実施している。メールでは、主に緊急性の高いコンピュータウイルスに対する注意勧告等の情報提供を行っている。研修会・講習会等は、本学と併設する東京福祉大学の教職員全員が介して毎週木曜日に開催している全体ミーティング等を活用して行っている。

また、これまで本学では、コンピュータ及び学内ネットワークへのログインアカウントを

学生には発給せず、共用アカウントでの運用を行ってきたが、これは、情報セキュリティの面でも、学生に対する教育の観点でも好ましくない状況であったため、学内認証基盤を整備し、平成27(2015)年度からは、通学課程全学生に対して、平成28(2016)年度からは通信教育課程の学生に対しても、個別ログインアカウントを発給して運用を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

本学の省エネルギー・省資源対策として、照明施設の対応(蛍光灯・電球を間引く・LED電球に交換する、使っていない教室の消灯をこまめに行う、早めに夜間消灯する等)や、パソコンは省エネモードを設定し、エアコン設定温度を夏季28度・冬季18度としているほか、5月から10月まで、ノーネクタイ・ノージャケットとするクールビズを取り入れている。学内には、省エネやごみ資源・ペットボトルの分別回収等を行う貼り紙を掲示し、学生及び教職員への意識喚起も行っている。

また、これまで情報処理演習室の印刷機は、印刷枚数の制限を設けずに学生が自由に利用できるようになっていた。しかし、学生の利用状況調査により、多くの unnecessary 印刷が明らかになったため、印刷枚数の削減を目的とした学生の印刷機利用管理を行うシステムの導入を計画している。このシステムは、(5)で記述した個別ログインアカウント管理システムと連携している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成23(2011)年3月の東日本大震災による建物・施設の被害状況の確認及び耐震基準検査を業者にて実施し、体育館が耐震基準を満たしていなかったため、平成28(2016)年度に建て替えに着工し、平成29(2017)年8月31日に竣工した。

また、近年、インターネットを通じた情報漏えい問題、外部ネットワークからの攻撃によって内部情報の流失問題への危機意識が高まっており、学生・教職員に対する注意喚起・意識啓発をFD・SD活動及び全教職員ミーティングや授業を通して、今後もより一層組織的に取り組んでいく。

省エネルギー・省資源対策としては、電力不足が懸念されている現段階では、省エネルギー・省資源の意識をさらに高め、消費電力の削減に努めていく。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

[区分]

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学修成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

情報システムの管理・保守及びセキュリティ対策に関して、総務課に所属する2名の技術職員と情報処理関連科目担当教員を中心とした情報システム運用センターを組織し、日常の管理・運用を行っている。また、日常的に外部からの脅威に晒されるWebサーバ、及びメールサーバは、情報システム運用センターの人的資源等の事情を勘案した場合、学内での管理・運用には限界がある事から、クラウド事業者のデータセンターにて運用している。その結果、情報システム運用センターでは、サーバのシステムやセキュリティフィックス等の保守業務の効率が図られ、本来のサービス提供に必要な作業に集中することが可能となった。

学内設備で運用しているシステム更新や高度なシステム障害等については、情報システム運用センターが、技術サービス及び専門的な支援の向上と充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

学生は1年次に総合教育科目の「情報機器の操作 I (必修)」を受講し、情報リテラシーとネットワークリテラシーの基礎を学修している。

教職員に対しては、情報システム運用センターがメールによる情報提供及び研修会・講習会を適時実施している。メールでは、主に緊急性の高いコンピュータウイルスに対する注意勧告等の情報提供を行っている。研修会・講習会等は、本学と東京福祉大学の教職員全員が会して毎週木曜日に実施される全体ミーティング等を活用して行っている。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

学内の基幹インフラ(ネットワークやサーバ)、ハードウェア、ソフトウェア等の整備については、情報システム運用センターが中心となり、現状の問題点の確認と具体的なシステム対策を行い、適切な状態を保持するよう努めている。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

これまで本学では、コンピュータ及びネットワークへのログインアカウントを学生には発給せず、共用アカウントでの運用を行ってきたが、これは、情報セキュリティの面でも、学生に対する教育の観点でも好ましくない状況であった。そこで、学内認証基盤を整備し、平成27(2015)年度からは、通学課程全学生に対して、個別ログインアカウントを発給して運用を行っている。また、平成28(2016)年度からは、通信教育課程の学生に対しても個別アカウ

ントでの運用を開始した。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

教職員には、基本的に一人1台のコンピュータが与えられ、教育活動や学校運営に活用している。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学修支援のために必要な学内LANを整備している。

学内LANは、セキュリティに配慮し、職員専用ネットワークと教員学生専用ネットワークに分けて敷設している。無線LANは、教室、カフェテリア、ラウンジ等、校舎内のどこからでも接続することが可能となっている。

平成27(2015)年度からは、学生のログインアカウント管理システムを導入し、運用を開始している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

授業における情報技術の活用については、授業形態や授業内容、また教員個々のスキルによって異なるが、本学には情報処理関連科目の担当教員、教育におけるICT活用を主な研究テーマにしている教員、高いコンピュータスキルを持った教員も複数名所属しており、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

学内には、3か所の情報処理学習室があり計142台のパソコンを設置している。

- ・1号館情報処理学習室 66台(学生用64台 + 教卓用2台)
- ・5号館情報処理学習室Ⅱ 58台(学生用56台 + 教卓用2台)
- ・1号館111教室 18台(学生用18台)

情報処理学習室のパソコンは、学生1人につき1台を使用できるように十分な台数を確保しており、授業・講義で使用しているほか、授業・講義時間以外の月曜日から金曜日の午前9時00分から午後8時00分、土曜日の午前9時00分から午後6時00分は、学生の自習用として解放している。

本学では、演習室や特別教室に映像音響機器、情報処理機器等を整備しているだけでなく、一般の教室・講義室でも授業、研修、課外活動等で、ビデオモニター、OHP、プロジェクター、マイク・スピーカー、実体投影機等を利用できるよう、移動式の映像・音響機器・情報処理機器を常備している。また、学内(教室、カフェテリア、ラウンジ等)で無線LANを使用してインターネットに接続できるよう整備をしており、その保守・管理も適切に行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

情報処理システム関連の設備やその活用方法及び視聴覚教材等の活用方法については、学生には講義・演習を通して、基本的な事項の教育を行っている。教職員に対しても技術向上のための研修会を組織的に実施しており、現状において課題は生じていない。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

[区分]

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。

法人全体の過去3年間(平成27(2015)年度から平成29(2017)年度)の資金収支において、次年度繰越支払資金は平成27(2015)年度の45億9,989万円から平成29(2017)年度の48億1,916万円と2億1,927万円の増加となっている。法人全体の事業活動収支において、基本金組入前当年度収支差額は、平成27(2015)年度は8,999万円の収入超過、平成28(2016)年度は2億6,993万円の収入超過、平成29(2017)年度は5億4,074万円の収入超過と過去3年間、収入超過となっている。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

事業活動収支について事業活動収支計算書による基本金組入前当年度収支差額は平成25(2013)年度では1億1,124万円の支出超過であったが、過去3年間、平成27(2015)年度は8,999万円の収入超過、平成28(2016)年度は2億6,993万円の収入超過、平成29(2017)年度は5億4,074万円の収入超過となっている。平成25(2013)年度は、併設する東京福祉大学の王子キャンパスの開設を始めとした施設設備の投資が増えたために支出超過となったが、平成26(2014)年度以降は、基本金組入前当年度収支差額はプラス値となっている。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

貸借対照表では平成25(2013)年度から平成29(2017)年度において負債が33億5,075万円増加しているが、これは王子キャンパス建設、新体育館建設を始めとした施設設備のための長期借入金増加が主な要因であり、固定資産も31億8,756万円増加している。流動資産も12億4,323万円増加しており、健全に推移している。純資産も平成25(2013)年度は68億7,170万円、平成29(2017)年度は79億5,173万円と増加している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

本学だけの財政状態においては、支出超過(平成29(2017)年度、基本金組入前当年度収支差額△8,986万円)が続いているが、これは本学の学生定員が少ないことと実際に定員充足率がここ数年6割から7割で推移していることに起因している。しかし、法人全体としては、平成26(2014)年度以降は基本金組入前当年度収支差額において支出超過は改善している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

本学だけの財政状態においては、支出超過(平成29(2017)年度、基本金組入前当年度収支差額△8,986万円)が続いているが、これは本学の学生定員が少ないことと実際に定員充足率がここ数年6割から7割で推移していることに起因している。本学単独では財政面で厳しい状況

にあるものの、法人全体としては平成25(2013)年度は支出超過ではあったが、平成26(2014)年度以降は基本金組入前当年度収支差額において支出超過は改善しており、本学の存続を可能とする財政が維持できる状況となっている。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

退職給与引当金は退職金支給に備えるため、期末要支給者と私立大学退職金財団の退職資金交付相当額を個別に見積もって計上している。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

資産運用については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 資産運用に関する規程」として規程を整備しており、安全な資産運用を行っている。

⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。

本学の教育研究経費は平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3か年平均で30.5%(法人全体では32.4%)である。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学修資源(図書等)についての資金配分が適切である。

教育研究用の施設設備及び図書については、併設する東京福祉大学との共用ではあるが、数的・規模的にみても所要の経費を支出し、資金分配は適切である。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

公認会計士より「経営の状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査報告を頂いており、対応は適切である。

⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

平成29年度、伊勢崎キャンパス体育館耐震改築事業にあたり、寄付金募集は適正に行われた。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

本学の入学定員充足率は平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3か年平均で67.3%、収容定員充足率は67.4%である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

本学及び東京福祉大学ともに学生には質の高い教育、教員には十分な研究が行えるよう配慮し、教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を確保している。

(2) 財的資源を毎年適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

法人では、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5か年の「中長期計画」を策定してい

る。この中長期計画及び関係部門の意向を集約した「事業計画」及び「予算」は、毎年3月に行われる役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定されている。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

法人では、「事業計画」及び「予算」は毎年3月に行われる役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定し、その決定した「事業計画」及び「予算」は、速やかに関係部門に指示している。

③ 年度予算を適正に執行している。

法人では、「事業計画」及び「予算」は毎年3月に行われる役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定し、決定した年度は適切に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

日常的な出納業務は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に従い、円滑に実施し、その内容は月次報告として経理責任者である事務局長を経て経理総括責任者である理事長に報告している。

⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

資産及び資金の管理と運営は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に従い、資産管理台帳、会計帳簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理運営を行っている。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

予算の執行状況や財務状況等については、月次報告として毎月、経理責任者である法人事務局長を経て経理総括責任者である理事長へ報告している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学だけの財政をみると定員数が少なく、収容定員数も充足されていない状況のため支出超過であるが、法人全体としては併設する東京福祉大学の学生確保が順調に推移しており、本学の存続を可能とする財政は維持されている。しかし、本学の財的資源を確固なものとするべく、本学の充実した教育により、より実践的な保育士や幼稚園教諭を養成していることを、広く社会全般にわたる広報活動を展開し、本学の学生の確保に努めていくことが必要である。時代の変化や社会的ニーズに応えること、また入学定員を充足させることを目的として、平成28(2016)年度に、これまでの3年制課程に加え、2年制課程を新設した。経常収入に占める学生生徒等納付金の割合は、平成27(2015)年度から平成29年(2017)年度までの3年間平均で82.6%と非常に高いため、安定的な収入を得るためにはより一層の学生の確保が重要である。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政

上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

本学の入学者数は定員割れ(収容定員の7割程度)が続いていたが、時代の変化やニーズに対応するために、これまでの3年制課程に加え、平成28(2016)年4月より2年制課程を新設した。これまで経済的負担が重しとなって本学への入学を諦めていた学生層を広く取り込んでいくことにしている。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

本学の入学者数は定員割れ(収容定員の7割程度)が続いており、これは少子化による18歳人口の減少やそれに伴う高等学校からの進学者数の減少が要因としてあげられる。また本学は平成27年度までは3年制のみであったため、低迷を続ける昨今の経済状況においては、他の2年制短期大学より1年分多く学費負担をせざるを得ないことも入学者数の増加につながりにくい要因ともなっていた。以前から高校生及びその保護者・保証人から2年制を望む声も多くあり、こうした時代の変化やニーズに対応するために、これまでの3年制課程に加え、平成28(2016)年4月より2年制課程の新設を行った。この2年制課程の開設により、これまで経済的負担が重しとなって本学への入学を諦めていた学生層を広く取り込んでいき、収入の大部分をしめる学生生徒納付金収入を安定的に確保していくことにしている。

(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

本学の入学者数は定員割れ(収容定員の7割程度)が続いていたが、時代の変化やニーズに対応するために、これまでの3年制課程に加え、平成28(2016)年4月より2年制課程の新設を行った。この2年制課程の開設により、これまで経済的負担が重しとなって本学への入学を諦めていた学生層を広く取り込んでいくことで、収入の大部分をしめる学生生徒納付金収入を安定的に確保していくことにしている。

② 人事計画が適切である。

本学の教員数については、必要教員数を充足しており、専任教員数とその専門性及び併設する東京福祉大学の専任教員による授業の補完を考えると、現段階においては、増員の必要性はないと言える。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

本学の施設設備に関しては、大部分が併設する東京福祉大学との共有・共用であり、現状では基準を充足している。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

経常収入に占める学生生徒納付金の割合は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3年間平均では本学82.6%と非常に高いため、安定的な収入を得るためには、学生確保にかかる重要性が非常に高い。経営基盤をより磐石にし、充実した学校経営を行えるようにするた

め、外部資金の獲得の重要性も充分認識しており、平成29年は伊勢崎キャンパス体育館耐震改築作業にあたり、寄付金募集を行った。

(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

本学の平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの財務比率の平均は(表Ⅲ-D-①：事業活動収支計算書関係比率)の通りである。人件費比率(経常収入に占める人件費の割合)は81.0%、教育研究経費比率(経常収入に占める教育研究経費の割合)30.5%、管理経費比率(経常収入に占める管理経費の割合)12.2%、事業活動収支差額比率(事業活動収入に占める基本金組入前当年度収支の割合)△21.4%であり、法人全体ではそれぞれ49.6%、32.4%、15.0%、3.4%となっている。本学は事業活動収支差額比率△21.4%と基本金組入前ですでに支出超過の状況にある。現状ではこの支出超過分を法人全体で賄うことができているが、本学各支出経費に関して、再度検証を行い、本学の支出超過を減少させていく必要がある。

表Ⅲ-D-①：事業活動収支計算書関係比率

	本学全体	法人全体
人件費比率(経常収入に占める人件費の割合)	81.0%	49.6%
教育研究経費比率(経常収入に占める教育研究経費の割合)	30.5%	32.4%
管理経費比率(経常収入に占める管理経費の割合)	12.2%	15.0%
事業活動収支差額比率(事業活動収入に占める基本金組入前当年度収支の割合)	△21.4%	3.4%

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

財務情報については、学内外に情報公開しており、学内教職員への危機意識の共有ができている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

これまでも教育内容、施設・設備の充実のほか、入試制度の改善等に取り組んできた。学生を広く取り込んでいくために、平成28(2016)年4月より2年制課程を新設しており、今後、さらに本学の特色とメリットをアピールするとともに、入学志願者を確保し、財政基盤の安定を図っていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ]

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

[区分]

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

本学の掲げる建学の精神は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献：21世紀の保育社会で活躍できる柔軟で合理的な思考力と実践力を備え、未知の問題を切り開くフロンティア精神と人のために尽くす福祉の心を持った保育者として、社会に貢献できる人材を養成する」である。また、短期大学部の教育の目的は、「教育基本法と学校教育法の精神に則り、高潔なる人格と豊かな人格を培い幅広い教養を与えるとともに、併せて保育・多文化社会における子育て支援に関する実用的な専門教育を施し、もって社会の発展に貢献する人材を育成する」ことと位置付けている。以上の建学の精神及び教育理念・目的を体現するため、法人を代表する理事長たる者は、教育に対する高い見識と教育現場における豊富な実践経験とを備え、かつ、学校経営にかかる実践的知識・経験を有する者であることが望まれる。

法人の理事長は、昭和44(1969)年3月、広島大学教育学部を卒業、同年4月に愛知県立高等学校教諭として奉職し、以後、平成18(2005)年3月に定年退職するまで37年間の長きにわたり、愛知県立高等学校及び同県教育委員会に在職してきた者である。同人は37年間の在職期間中、高等学校の教頭職を9年間(平成3(1991)年度～平成11(1999)年度)、校長職を6年間(平成12(2000)年度～平成17(2005)年度)務めたほか、愛知県教育委員会社会教育課主査、愛知県立高等学校校長会理事等の要職を歴任している。また同人は愛知県立高等学校を退職後、名古屋福祉保育柔整専門学校(現校名：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校)の校長を5年間にわたり務めている(平成20(2008)年度～平成24(2012)年度)。以上のように、理事長は教育者及び管理者としての両面から長年教育に携わってきた者で、保育系の専門学校校長の経験もあり、教育にかかる深い理解と見識を有する者であることから、本学の建学の精神及び教育理念・目的を体現し、法人の発展に寄与すること多大であり、法人の代表者としてふさわしい人物である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第11条は、「理事長の職務」として「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定め、法人を代表し、その業務を総理することを理事長の権利であり、義務であること、また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第13条は、「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と定め、理事長が唯一無二の代表者であることを謳っている。さらには、理事長は法人の最

高意思決定機関である理事会及び評議員会を招集・開催し、議長として運営することを定めている（「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条及び第19条）。

これらの諸規則上の根拠を元に、理事長は、理事、評議員から広く意見を募り、リーダーシップを発揮し、法人の適切な運営を行っている。法人を代表する理事長と、教学を代表する学長、学科長及び幹部事務職員の情報共有と意見交換の場である「法人・教学連絡会」に出席して、法人の運営に適切なリーダーシップを発揮している。また、本学では毎週1回（木曜日）、教職員全員による「全体ミーティング」を開催し、管理部門、教学部門、事務部門や各種委員会からの伝達事項や報告事項を周知するとともに、大学の動向や情報の共有を行っており、必要などときには理事長が講話を行い、適切な指示等を周知している。新年仕事初めの会や創立記念式典等の行事における講話に加え、随時、法人の運営の方向性を学長、事務局長を通じて示達している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、平成29（2017）年の会計年度終了後の平成30（2018）年5月31日に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

（2）理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条第2項は、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、また「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」第8条は、審議事項を幅広く定め、理事会の業務執行権及び監督権を定めている。これらの諸規則上の根拠を元に、法人の理事会は活発に議論を行い、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する等、平成29（2017）年度は定例7回の理事会を招集・開催している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条第3項及び第7項は、それぞれ「理事会は、理事長が招集する。」、「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と定め、平成29（2017）年度も実際に全ての理事会を理事長が招集し、かつ議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」第8条第1項第16号に定める「その他法人の業務に関する重要事項で、理事長が理事会において必要と認める事項」として、認証評価に対する審議を行い、理事に対する職務執行監督権を行使することにより、その役割を果たし、責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」第8条第1項第4号に定める「学費等の決定及び中期計画の策定等を含む学校運営に関する重要な事項」として、短期大学の発展のために、常に学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第16条第2項は、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている。これらは、理事会の権利でもあり義務でもあり、その法的責任を十分に認識し、常に学内外の情報、問題意識を共有し、議論を行っている。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会及び理事長は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」等の学校法人運営の体制に関する諸規則、「東京福祉大学短期大学部 組織運営規則」等の短期大学部運営の体制に関する諸規則、その他総務、人事、給与、財務等に関する各諸規則を整備し、学校法人運営及び短期大学部運営に必要な各諸規則を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

法人の理事は、内部理事が6名、外部理事が3名であるが、内部理事はもちろんのこと、外部理事も代議士、弁護士、学校法人経営者等であり、法人の「建学の精神」を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

理事は、私立学校法第38条の規定及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第6条第1項に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第10条第2項第3号において準用している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

寄附行為に基づいて、理事は選任されており、理事定数も維持されている。理事会は5月及び3月の2回を含む、年6回の定例理事会のほか、理事長が必要と認めるときには臨時理事会を召集している。平成29(2017)年度は、7回の理事会が開催されており、戦略的な意思決定ができる体制は整備され、適切に機能している。

課題として、私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会の適切な運営と意思決定が求められている。法人の理事は法人の教職員のほか、政界、法曹界等の学識経験者で構成されており、これまでも幅広い意見を踏まえた意思決定が行われているが、今後も、理事会の適切な運営の継続が求められている。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

[区分]

基準IV-B-1 学修成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを發揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

「東京福祉大学短期大学部 組織運営規則」第2条第1項は、「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うに当たり、教授会の意見を慎重に参酌するものとする。」と定めている。また、「東京福祉大学短期大学部 学則」第52条第1項は、「本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教授会を置く。」と定め、また「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条は、「教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるものとする。」と定め、学長が教授会の意見を参酌して最終判断を行える根拠を定めている。

かかる諸規則上の根拠を基に、学長は教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

本学学長である中島範(なかしま のり)は教育者として人格高潔であると認められるところだが、昭和16(1941)年3月に東京女子専門学校家事専攻科(現在の東京家政大学大学院)を卒業後、相山女子学園専門学校(現在の相山女子学園大学)の家庭科教員を経て、平成3(1991)年4月にサンシャイン名古屋日本語学校校長に就任し、平成3(1991)年10月より学校法人たちばな学園、学校法人サンシャイン学園等の副理事長、理事長を経て、平成11(1999)年12月に法人の理事・評議員に就任した。また平成20(2008)年1月から平成23(2011)年10月まで学校法人茶屋四郎次郎記念学園の理事長として法人及び法人の設置する学校(東京福祉大学短期大学部及び東京福祉大学)の管理運営を統括してきており、平成18(2006)年4月には東京福祉大学短期大学部(本学)の開学とともに学長に就任し、以来、学長は、これまで長年にわたり教育・研究活動、学校運営に携わっているなど、学識が優れた識見を有している。

③ 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は研究者として、現在、「手作り日本人形がどのように幼児や高齢者に寄与するか」をテーマとした保育・幼児教育に関連する研究を進めているほか、学部所属の教員の研究についても「東京福祉大学・大学院紀要」等を介し、適宜適切な助言指導を行っている。また、学部教授会へ出席の際には、建学の精神に基づく教育研究の在り方や教学方針等について説示するなど、本学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。

学長は、東京福祉大学短期大学部学生懲戒規定において、学生に対する退学（抹籍・懲戒）、停学及び戒告の処分の手続きを定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

教学組織、事務組織に分かれており、学長が職員を統督することはない。ただし、必要に応じ、学長へ学内決裁による確認をしており、教学組織、事務組織で連携している。

⑥ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 学長等選考規程」に基づいて選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

「東京福祉大学短期大学部 学則」第52条第1項は、「本学の教学に関する重要事項の最高審議機関として、学長の下に教授会を置く。」と定め、また「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条は、「教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるものとする。」と定め、学長が教授会の意見を参酌して最終判断を行える根拠を定めている。これらの諸規則上の根拠を基に、学長は教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条に基づき、幅広い審議事項を定め、周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」第6条に掲げる教育研究に関する事項について、教授会の教育研究に関する専門的な観点から意見を聴取し、決定を行っている。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

学長は、「東京福祉大学短期大学部 教授会規程」に定める手続きに則って教授会を開催している。また、「東京福祉大学短期大学部 教授会の委員会に関する規程」に基づき、教授会から委嘱された事項につき、各種の委員会、部会を設置しているが、各委員会、部会は併設する東京福祉大学と共同開催が可能としている（「東京福祉大学短期大学部 総務委員会規程」第6条第5項等）。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

教授会開催時に、議長は議事録作成者を2名選出する。議事録作成者が作成した議事録案は、次の教授会までに全教員が確認を行い、適宜加筆・修正を行う。その後、次の教授会で改めて全教員で確認を行い、正式に承認を得るようにしている。承認後、議長及び議事録作成者が署名・捺印を行い、原本は資料とともに教務課が保管することになっている。また、教授会担当教員が1名おり、委任状の管理や議事録のコピーを管理している。

⑥ 教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

教授会では、自己点検・評価報告書を理事会に提出する前に、必ずその内容について審議し、承認を得ることになっている。したがって、教授会を構成する全教員は、学修成果及び三つの方針に対する認識を有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規定等に基づいて設置し適切に運営している。

「東京福祉大学短期大学部 教授会の委員会に関する規程」に基づき、教授会から委嘱された事項につき、各種の委員会、部会を設置しており（「東京福祉大学短期大学部 短大総務委員会規程」、「東京福祉大学短期大学部 短大教務委員会規程」等）、各規程に基づき、適切に運営している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学修成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制は確立しており、教授会運営をはじめ、大学運営全般は、学長のリーダーシップのもと適切に行われており、現状において課題は生じていない。

[テーマ]

基準IV-C ガバナンス

[区分]

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

監事の選任は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第7条に基づき、適切に行っている。

監事の職務については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第15条に、①「この法人の業務を監査すること」、②「この法人の財産の状況を監査すること」と明確に規定し、これに基づき適切に監査を行っている。

(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第7条に、監事は「この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」こととなっており、これに基づいて、監事の選任を適切に行っている。

また、監事の職務については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第15条に、①「この法人の業務を監査すること」、②「この法人の財産の状況を監査すること」、③「この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事及び評議員会に提出すること」、④「監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、⑤「前①～④の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」、⑥「この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」、と明確に規定され、これに基づき適切に職務を遂行している。

(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

平成16(2004)年の私立学校法の改正による監事の機能強化を踏まえ、監事は全ての理事会・評議員会に出席するとともに、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づき、会計業務が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかを監査している。また、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末会計監査では、資産については実在性を、負債については網羅性を、基本金については合目的性を、予算については資金収支及び消費収支の妥当性をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事は、監査報告を行うだけでなく、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて監事監査を実施し、全ての理事会・評議員会に出席し、法人が直面している課題について監事の所見を述べるなど有効に機能しており、現状において課題は生じていない。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第19条第1項は、「評議員会は、28人の評議員をもって組織する。」と定め、理事の定数9名（「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第5条第1項第1号）の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第21条は、「次の諮問事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2) 事業計画、(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(4) 寄附行為の変更、(5) 合併、(6) 目的たる事業の成功の不能による解散、(7) 寄附金品の募集に関する事項、(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」と定め、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い適切に運営している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、有効に機能しており、現状において課題は生じていない。

基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学校教育法施行規則に基づき、教育情報を公表している。

本学の教育情報は、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22(2010)年6月15日公布：平成22年文部科学省令第15号）」に基づき、大学ホームページ等において公表している。

(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

本学の財務情報は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、毎会計年度終了後2か月以内に決算報告として、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、理事会への提出・承認後、評議員会への報告を経て、3か月間学内法人用掲示板に掲示し、い

つでも見られるようにするとともに、併設する東京福祉大学のホームページ上にも公開している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

ガバナンスは適切に機能しており、現状において課題は生じていない。

以 上